

令和六年六月二十四日（月曜日）午前十時零分 開議

議事日程第三号

令和六年六月二十四日（月曜日）午前十時開議

- 第一 議第九十四号 令和六年度山形県一般会計補正予算（第一号）
- 第二 議第九十五号 令和六年度山形県電気事業会計補正予算（第一号）
- 第三 議第九十六号 山形県職員等の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第四 議第九十七号 山形県手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 第五 議第九十八号 山形県県税条例等の一部を改正する条例の設定について
- 第六 議第九十九号 山形県地方活力向上地域における県税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第七 議第百号 山形県過疎地域の持続的発展の支援に関する県税課税免除条例の一部を改正する条例の制定について
- 第八 議第百一号 住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例の制定について
- 第九 議第百二号 山形県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第十 議第百三号 山形県認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第十一 議第百四号 山形県青少年健全育成条例等の一部を改正する条例の設定について
- 第十二 議第百五号 山形県誰もががんと知り、県民みんなでがんの克服を目指す条例の一部を改正する条例の制定について
- 第十三 議第百六号 山形県県立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 第十四 議第百七号 一般県道余目松山線道路施設長寿命化対策事業庄内橋橋梁下部工事（P3）請負契約の一部変更について
- 第十五 議第百八号 一般県道余目松山線道路施設長寿命化対策事業庄内橋橋梁下部工事（P5）請負契約の一部変更について
- 第十六 議第百九号 パーソナルコンピュータの取得について
- 第十七 議第百十号 除雪機械の取得について
- 第十八 議第百十一号 大浜西埠頭港湾用地の処分について
- 第十九 議第百十二号 東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所及び同社福島第二原子力発電所の事故に基づき生じた損害賠償の和解のあっせんの申立てについて
- 第二十 議第百十三号 令和五年度山形県一般会計補正予算（第九号）の専決処分の承認について
- 第二十一 議第百十四号 山形県県税条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認について
- 第二十二 議第百十五号 山形県公安委員会委員の任命について
- 第二十三 議第百十六号 山形県収用委員会委員及び予備委員の任命について
- 第二十四 発議第十一号 山形県鳥獣被害防止対策の推進に関する条例の設定について
- 第二十五 発議第十二号 山形県子育て基本条例の一部を改正する条例の制定について
- 第二十六 発議第十三号 山形県笑いで健康づくり推進条例の設定について
- 第二十七 県政一般に関する質問

本日の会議に付した事件

議事日程第三号に同じ。

出席議員（四十三名）

- 一番 石川 渉 議員
- 二番 齋藤 俊一郎 議員
- 三番 橋本 彩子 議員
- 四番 松井 愛 議員
- 五番 石川 正志 議員
- 六番 江口 暢子 議員

七	番	阿	部	恭	平	議員
八	番	鈴	木		学	議員
九	番	伊	藤	香	織	議員
十	番	石	塚		慶	議員
十一	番	関			徹	議員
十二	番	阿	部	ひとみ		議員
十三	番	梅	津	庸	成	議員
十四	番	今	野	美奈子		議員
十五	番	高	橋	弓	嗣	議員
十六	番	佐	藤	文	一	議員
十七	番	相	田	日出夫		議員
十八	番	佐	藤	正	胤	議員
十九	番	遠	藤	寛	明	議員
二十	番	相	田	光	照	議員
二十一	番	遠	藤	和	典	議員
二十二	番	菊	池	文	昭	議員
二十三	番	高	橋		淳	議員
二十四	番	青	木	彰	榮	議員
二十五	番	石	黒		覚	議員
二十六	番	梶	原	宗	明	議員
二十七	番	五十	嵐	智	洋	議員
二十八	番	能	登	淳	一	議員
二十九	番	柴	田	正	人	議員
三十	番	洪	間	佳寿美		議員
三十一	番	矢	吹	栄	修	議員
三十二	番	小	松	伸	也	議員
三十三	番	吉	村	和	武	議員
三十四	番	高	橋	啓	介	議員
三十五	番	木	村	忠	三	議員
三十六	番	加	賀	正	和	議員
三十七	番	森	谷	仙一郎		議員
三十八	番	榎	津	博	士	議員
三十九	番	奥	山	誠	治	議員
四十	番	伊	藤	重	成	議員
四十一	番	船	山	現	人	議員
四十二	番	田	澤	伸	一	議員
四十三	番	森	田		廣	議員

説明のため出席した者

知事	吉	村	美栄子	君
副知事	平	山	雅之	君
企業管理者	松	澤	勝志	君
病院事業管理者	阿	彦	忠之	君
総務部長	岡	本	泰輔	君
みらい企画創造部長	小	中	章雄	君
防災くらし安心部長	中	川	崇	君
環境エネルギー部長	高	橋	徹	君
しあわせ子育て応援部長	西	澤	恵子	君
健康福祉部長	柴	田	優	君
産業労働部長	岡	崎	正彦	君

観光文化スポーツ部長	大 泉 定 幸 君
農林水産部長	星 里香子 君
県土整備部長	小 林 寛 君
会計管理者	山 田 敦 子 君
財政課長	大 村 敏 弘 君
教育長	高 橋 広 樹 君
公安委員会委員長	柴 田 曜 子 君
警察本部長	鈴 木 邦 夫 君
代表監査委員	松 田 義 彦 君
人事委員会委員長	安孫子 俊 彦 君
人事委員会事務局長	荒 木 泰 子 君
労働委員会事務局長	鈴 木 和 枝 君

午前 十時 零分 開 議

○議長（森田 廣議員） これより本日の会議を開きます。

日程第一議第九十四号議案から日程第二十六議案第十三号まで及び日程第二十七県政一般に関する質問

○議長（森田 廣議員） 直ちに日程に入ります。

日程第一議第九十四号令和六年度山形県一般会計補正予算第一号から、日程第二十六議案第十三号山形県笑いで健康づくり推進条例の設定についてまでの二十六案件を一括議題に供し、これら案件に対する質疑と、日程第二十七県政一般に関する質問を併せ行います。

質疑及び質問の通告がありますので、通告順により発言を許可いたします。

十番石塚慶議員。

○十番（石塚 慶議員） 自由民主党所属石塚慶と申します。質問の機会をいただきました会派の皆様にご感謝申し上げますながら、早速質問に移ってまいります。

この六月は、死者九名をはじめ県内でも甚大な被害があった昭和三十九年六月十六日の新潟地震から六十年、県内最大震度六弱を観測し、多くの人的被害、建物被害が発生した令和元年六月十八日山形県沖地震から五年と、節目の月となっております。振り返りの機会を様々いただく中で、過去の災害を忘れることなく、教訓として生かしながら、防災・減災対策に取り組む必要性を改めて強く感じたところです。

その本県にとって節目の年、年始早々に大変大きな地震がありました。一月一日十六時十分に関東地方で発生した令和六年能登半島地震は、マグニチュード七・六、観測された最大震度は七ということでありまして、五月二十八日時点での死者は二百六十名、全壊半壊の建物は約二万九千棟となっており、亡くなられた方々に対して改めて御冥福をお祈りするとともに、今なお避難生活を送る皆様に改めてお見舞いを申し上げます。

また、一刻も早い復興のために尽力する方々、本県や本県内市町村の皆様も含めて改めて敬意を表するとともに、私自身もできることを一つ一つ実行してまいりたいと考えております。

さて、この地震での本県の震度は、庄内地方を中心に最大震度は四であり、揺れによる人的被害、建物被害等はない状態であります。一方で、当日は、発災から約十二分後、十六時二十二分、津波警報が発令されました。本県で津波警報が発令されたのは、一九八三年の日本海中部地震以来、実に四十一年ぶりのことでありました。この警報により、海岸沿いに住む住民は一斉に避難しております。県の取りまとめでは、最終的に避難者は、鶴岡市二千四百四十名、酒田市二千二百二十四名、遊佐町三百六十名となっております。

このたびの地震、津波警報における避難では、地域自治組織の力が大きく発揮されました。海岸線各地域とも、元旦にもかかわらず、地域自治組織を中心に、消防団等も連携し、一丸となって津波避難に取り組みました。

当日、私も鶴岡市の海岸沿いの三瀬地区の自宅におりましたので、地域のコミュニティーセンターにすぐに向かい、地域の災害対策本部運営のお手伝いをさせていただきました。その中で、地域の皆様の避難行動の様子、避難場所の状況を確認させていただき、様々な場面の課題を痛感いたしました。また、鶴岡市海岸沿いの自治組織の会長の皆様との意見交換の中で、地域ごとの課題の違いも多く出され、一義的には津波避難の対策は市町村での対応と理解はするところではありますが、県、さらには国も一体となって対応すべきと考えるところです。

先ほども申し上げましたが、震度は四であり建物被害もない状況で、これだけの人数がきちんと避難しております。避難者数は避難場所に来た人を示しておりますが、このほかに、避難場所には行かずとも車でできるだけ海から離れるなどの避難行動を起こした人もおります。報告上は庄内全域で約五千名避難しているわけですが、実際にはもっと多くの人が避難行動を起こしているということでもあります。これはひとえに地域の皆様の日頃からの訓練等の啓発活動、市町や県など行政からの支援、大学の先生等専門家の皆様からの協力により、ソフト面での避難行動については大変よくできていたと認識しております。

警報発令中に自宅に帰る人が多くいたとの報告もありますが、一月一日、本年は雪が少ないといいながら、凍える寒さの屋外での避難を余儀なくされており、かなり条件が悪かったためであると考えております。繰り返しになりますが、建物・自宅には被害がありません。揺れがあったらもう一度避難すればいいということで戻ることにしたというのが実情でございます。

一方、例えば本県ハザードマップで想定するF30、F34断層を起因とする地震が発災した場合、津波最高水位は最大で十六・三メートル、海岸線上における高さ二十センチの津波の最短到達時間は一分未満から一分と想定されております。こうなると、自宅は浸水し、戻れない状況になる地域も出てきます。さらに、地域によっては、海岸線から切り立つ山や高台に垂直避難する場合がありますが、そこからのさらなる移動を迫られた場合、状況によっては浸水しているところを通らざるを得ないなど、避難場所が孤立し、冬場や猛暑時など気温による二次被害が発生してしまうところです。

沿岸部の避難場所は、そもそも建物がある場所、ない場所、建物があっても屋内には入れない場所などストーブがあれば何とかなりそうな場所から、ハード整備による解決しか方法がないような場所まで、課題は様々です。市町村と連携しながら、避難場所・ルートの再確認、津波減災対策促進支援事業費補助金の拡充や対象範囲の拡大・見直し、避難迂回路の開設や避難施設整備などハードへの支援、国への支援要望への協力など、県としての対応も重要だと考えます。

今定例会に提案された補正予算案には能登半島地震を踏まえた防災・減災対策の強化に関する対策が盛り込まれているところですが、いつ起きてもおかしくない本県沖地震による津波に対し、どのような対策を取っていかれるのか、防災くらし安心部長に伺います。

次に、地域コミュニティへの支援についてお伺いいたします。

防犯・防災も含め、あらゆる角度で安全安心な生活を送る上で、町内会、自治会等の自治組織に代表される地域コミュニティの活動が大切であると考えております。広大な面積を有する本県では、当たり前ですがそれぞれの集落に歴史があり、市町村の支援体制・政策や支援の歴史も含め、様々な形・規模の地域コミュニティが存在しております。

一問目の災害時の対応を含め、自治組織が担う役割や期待は大きくなる一方、その体制は、人口減、高齢化、考え方の多様化により維持が困難となってきております。さらに大きく分けて、いわゆる都市部と中山間部でも課題が違いますし、地域ごときめ細かな対応が必要であると考えます。

先般、高知県の地域コミュニティ支援、厳密には中山間地域の地域コミュニティ支援の状況を伺いました。

高知県では、独自に地域振興立法五法の対象地域を「中山間地域」とし、県による支援を実施しております。それに照らし合わせると、面積的には全県の九三・三%が中山間地になる一方、人口は全県六十九万一千五百二十七人の三八・二%しか住んでおらず、高知市周辺に一極集中している状況です。さらに、中山間地の人口は昭和三十五年から六十年で五一%減少、県総人口一九%減少に比べても大きいのが分かります。この状況を踏まえ、県としても大きく中山間地の地域コミュニティ支援に踏み込んだとしております。

支援の方向性として三つの柱、「『くらし』を支える」「『活力』を生む」「『しごと』を生み出す」の三つを掲げ、八つの具体的な施策を実施しております。

一部御紹介しますと、集落活動センターの推進では、拠点を中心にして集落の維持・再生に向けた地域活性化や支え合いの体制づくりを支援しており、機能集約やハード整備ではなく住民主体のソフト的な仕組みづくりで、県内六十六の集落活動センターの活動の支援を継続しています。住民自ら地域に必要なものを話し合い取り組むため、内容はバリエーションに富んでおりますが、この取組への県の支援は、立ち上げ前の検討等へ上限二十五万円の補助金、立ち上げ時・立ち上げ後は、市町村と協調し、ハードを含む初期投資に上限三千万円、人件費支援に百六十万円、立ち上げ四年目以降のセンター活動の維持発展のための支援として、ソフト事業二十五万円、ハード事業一千万円など、平成二十四年から令和三年の十年間で総額約十三億円の財政的支援を実施しているところです。

アドバイザーの派遣や研修会の実施等は各自自治体取り組んでおりますが、実際現場で動く人のための支援をこまめでやるということは全国的にも珍しいと思う一方で、人口減の状況からこまめでやらざるを得ない状況、こまめでやらないと地域が維持できないという切実な状況もあるということと理解しております。

令和四年度からは、若干広域の活動となる集落活動センター事業にマッチしない小規模集落対象に「小さな集落活性化事業」も追加し、集落活動センターと並行で実施することで、地域コミュニティ維持・活性化へのきめ細かな支援を実施しております。

これらの取組の根底には、平成十五年度から高知県が実施している地域支援企画員制度があります。県職員が地域に駐在し、市町村と連携しながら住民と同じ目線で考え、地域とともに活動することで、地域の実情やニーズに応じた支援を実現し、地域の自立や活性化を目的としております。全県で県職員が六十名ほど配置されておまして、市町村役場に常駐し、それぞれの職員の視点で自主的に活動しております。二、三年で人事異動になりますが、経験者は三百名ほど県庁内にいるということで、広い視点、住民視点で現場をしっかりと見てきた職員がその経験を政策に生かすことを実践しているということでもあります。このたびの中山間地域支援の取組もそのような制度から生まれたものであるということでもあります。

翻って我が県の状況ですが、人口や一極集中の状況など、高知県と状況が異なる部分はありますが、中山間地の地域コミュニティの維持はかなり限界を迎えております。まだぎりぎり本県では地域コミュニティが機能し、住民自治の最小単位として踏みとどまってくれています。防災、農業、移住、教育、福祉など、生活する上で必要なあらゆる施策の現場での担い手である自治組織を持続可能な形で継続する必要があるのではと改めて思うところであります。

まずは全県の地域コミュニティの現状を知るところから始め、持続可能な地域運営を県としてどのように支援していくのか、市町村との協議・整理が必要と考えますが、みらい企画創造部長の所見を伺います。

地域コミュニティ支援に関連し、農村RMOについて伺います。

地域コミュニティの重要性については、地域運営組織いわゆるRMOへの支援ということで総務省も打ち出しており、本県でもRMO形成への支援を実施しているところですが、先ほど申し上げましたとおり、支援の形や担い手は多岐にわたるところであります。地域運営と農業を掛け合わせた形で持続可能な地域を形成しようということで、近年「農村RMO」という言葉ができ、こちらは農林水産省がバックアップして力を入れているところです。

本県でも、今年度予算より農村RMO事業を実施しており、国からの支援を含め、年間最大一千万円、最長三年間と伴走支援を行うとしており、先般報道されましたが、四月に酒田市日向地区、六月に酒田市大沢地区が協議会を設立し、実際の運営に動き出したところです。

この事業のポイントは、地域と農業者の融合です。本当に難しく繊細な案件でありまして、特に農家の方々は生活がかかっているため失敗できない重要な事業であり、地域に常駐し、間を取り持つコーディネーターの存在、これはこのたびの事例だと協議会の人材ということになりますが、この方に力を最大限発揮してもらい、地域、協議会、農業者、そして伴走支援する県がお互い信頼関係を持って進む必要のある事業ということでもあります。

このたびの事業は、県内初の試みということで、様々な困難に直面したり、試行錯誤を繰り返しながらも、持続的な地域コミュニティ運営組織の形成に向け、地域と行政側が一体となって挑戦をしており、この成果は非常に貴重な先行事例となるものです。

これからの地域コミュニティまたは中山間の農村の維持のため大変重要な事業である本事業への支援の在り方について、農林水産部長の答弁を求めます。

続きまして、夏目前ではありますが、雪についての質問、屋根の雪下ろし等の除雪における安全対策について質問いたします。

先般、県より、この冬の雪による被害状況が発表されました。雪の降り方としては、全県的に例年の半分以下というところも多く、体感のとおり雪の少ない年であったということでもあります。雪による人的被害では、死者一名、重傷者九名含む十七名という状況で、令和四年度の死者三名、重傷者三十五名含めた八十三名と比べると、雪の量と比例して大幅に少ない状況であります。

総務省発表のデータによると、令和五年度の雪害による全国の死傷者は四百二名、うち死者は二十二名、令和四年度の死傷者は九百六十名、うち死者は六十名ということでもあります。その前年の令和三年度はかなり大雪だったと記憶しておりますが、死傷者は千六百九十六名、うち死者は九十九名ということです。令和二年度も大雪に見舞われており、死傷者は千八百十五名、うち死者は百十名となっております。その前年の令和元年度は雪が少ないということで、死者は全国で九名となっております。

被害が雪の量に比例するのは、事故の大多数は除雪作業に起因しているからでございます。

同じく総務省のデータですが、令和四年度までの五年間の死者のうち、屋根の雪下ろし等除雪作業中の死亡事故は、おおむね七七%から一〇〇%となっております。また、同じくここ五年の雪の事故で亡くなられた方の年齢はというと、六十五歳以上が六七%から九三%ということで、要は御高齢者の除雪作業への注意喚起がピンポイントで重要になってくるということでもあります。

国では事故防止に向けた注意喚起を促しているところで、特に全国的に屋根雪除雪中の事故に対しては対策を求める声も識者から上がっております。雪下ろし中の事故は、地震などと違い、対策をすれば必ず防ぐことができるという見解であります。

特に屋根の雪下ろしの安全対策に関連してですが、労働安全衛生法施行令の改正により、事業者が高さ二メートル以上の高所作業を行う際には墜落制止用器具の着用が法令上義務づけられました。しかしながら、その安全装置をつなぐ命綱固定具いわゆるアンカーが本県の屋根雪除雪が必要な多くの家屋に設置されていないのが現状ではないかと思うところです。アンカーがない屋根の場合、業者さんから屋根の雪下ろしを断られることがあるため、自力で上る必要が出てくるという問題が生まれてきているのではとも考えられます。

アンカーについては、全国的に法的規制がしかれた状況との認識が薄い、または価格が高額なため認識しても設置に至らないケースが多いわけですが、新潟県や長岡市では、令和四年度よりアンカー設置に対する補助金を創設しております。本県としては、住宅リフォーム支援制度の中のメニューにアンカーに対する補助も存在するわけですが、その利用は、令和四年二十七件、令和三年二十五件、令和二年二十二件と、補助総件数の一%にも満たない状況であり、決して多くはありません。この課題は、屋根雪下ろしの担い手確保にも影響するところです。

本県での雪の死亡事故、令和四年度三名、令和三年度十二名、令和二年度十四名とのことでございますが、同じく令和四年の交通事故での死亡者数、本県では二十六名、同じく令和三年は二十四名、令和二年三十名ということがあります。雪による事故は十二月から三月の四か月間でほとんど起こること、屋根の雪下ろし時の事故が死亡事故としては多いわけですが、雪下ろしが必要な地域の人口を考えると、死亡の確率は相当高いと言わざるを得ません。一方で、その安全対策を啓発する必要がある地域や年代は明確に分かるところであります。ぜひ県として効果的な安全対策の啓発を継続的に行う必要があると考えます。

例えば、いきいき雪国やまがた推進県民会議のような発信力のある場で雪安全対策の専門家に発言・提言してもらうなども効果があると思いますが、先ほどのアンカー設置の啓発・広報も含め、屋根の雪下ろしに係る事故防止の現状と今後の対策を防災くらし安心部長にお尋ねいたします。

続いて、庄内空港の機能強化について質問いたします。

庄内地区の高速道路、鉄道、航空等各種高速交通網の早期充実が課題の中、庄内・羽田便について、令和五年は、三月二十六日から五月三十一日までの間及び延長されまして十月一日から翌令和六年三月三十一日までの一部期間において、これまでの四往復から五往復に増便して運航したことは大変喜ばしいことでありました。今年の夏ダイヤにおいては、四月一日、四月二十六日から五月六日のゴールデンウィーク期間、そして十月一日から十月二十六日、この部分が五便での運航となるとされております。

庄内空港の利用は、ビジネス需要を中心に、令和元年に平成十一年に次ぐ四十二万九千四百四十二名となりましたが、その後、コロナ禍で激減し、令和三年は十万三千百八十七名となるものの、令和五年には三十三万五千二百二十四名と回復基調にある状況で、五便化については、地域の交流人口拡大に寄与するものであり、庄内地区のみならず全県の経済活性化に資するものと考えられ、通年五便化に向けて地元の熱も高まっているところです。

一方、令和二年十月に運休になった庄内・成田便、令和元年の利用者数は三万五千四百二十二名ですが、これについては、県民の皆様から早急に運航を再開させてほしいとの意見も多くありますが、成田便のみならず、路線の多様化も地域経済にとって大きな力になると考えております。

特に関西路線については需要が高まっており、国土交通省全国幹線旅客純流動調査によると、二〇一〇年と二〇一五年を対比し、庄内から関西圏への流動は二六・一%増、関西圏から庄内への流動は二〇・八%増となっております。二〇〇三年、ANAが庄内・関西便を撤退した時点では、一日の利用者数が約百六十名、搭乗率六割でありましたが、二〇〇四年から二〇〇九年まで庄内・伊丹便を運航したIBEX（アイベックス）エアラインズの乗客数は、五十席の小型機材であったこともあり団体客を受け入れることができず、一日の利用者数は約五十名、搭乗率五割と低迷し、廃線となりました。しかしながら、現状の関西地方へのインバウンドの状況や関西地域とのビジネスのつながり、観光による行き来など、大きく太くなっている体感はあるところです。

一方で、現実的に新たな路線を追加するにはハードルが多数あり、需要の見込み、特に需要を底支えするビジネス需要の可視化や地上オペレーションの効率化、支援の検討など、自治体も大きく関わる場面が出てくると考えられ、準備を始める必要性を感じます。また、庄内開発協議会や各市町の重要要望にも「大阪便の復活など国内路線の拡充」が組み込まれているところです。

庄内空港の活性化について、羽田便通年五便化の取組の進捗状況はどのようになっているのか、また、次を見据えた路線の多様化の準備、特に関西便就航に向けた検討を進めるべきと考えますがいかががお考えか、みらい企画創造部長に伺います。

続きまして漁業の話題です。

令和六年一月から四月の山形県の漁の状況は、漁獲量で六十トン減の七百七十九トン、前年同期比九三%、生産額は六百万円減の四億七千万円、前年同期比九九%と伺っております。前年は過去最低の漁獲量でしたので、現状はさらにそれを下回る状況、夏のイカの取れ高にもよりますが、引き続き魚の取れない厳しい状況が続いております。地元の漁師さんは、それぞれ工夫しながら売上げの確保に努めてはおりますが、昨今の資材・エネルギーの高騰も影響し、総じて厳しい環境にあるようです。

本年度は水産振興計画の最終年度であり、次年度からの新たな計画の準備が進められているところと思います。担い手の確保やオーダーメイド型の支援による持続可能な漁業を目指すとともに、養殖等により幅広い漁業の活動を支援するなど、抜本的な対策が必要です。引き続き現場の声を聞きながら対応をお願いするところであります。

漁業者の皆様の話をお伺いすると、酒田港の開発について非常に期待をしているところです。洋上風力と漁業の直接的な関連に加え、山形県の海自体が注目され投資も入る。酒田のみならず、その効果は庄内全域、さらには全県に波及すると考えられます。

一方、漁業者の皆さんから見ると、酒田港の防波堤の形状について疑問があるようです。現状、酒田港は、千七百五十メートルの北港地区にある西護岸、それから南西に延び北西の波をカバーする二千メートルの北防波堤、その延長線上に現状工事が進められて延伸している計画延長千五百六十メートルの第二北防波堤により北から北西の波を防いでおります。また、最上川から来る堆砂等を防ぐため、最上川沿いに西に延びる導流堤があり、その先端に二千四十八メートルの南防波堤があります。言葉で説明するとちょっと分かりづらいですが、港に入る航路として、ちょうど南西が開いている状態でございます。

例えば、新潟港や秋田港は航路が北北東や北西を開けており、西から南西については塞いでいる状況です。近年の強風については、気候変動の影響か、北風よりも西風のほうが恐ろしい場合も多く、漁師の皆さんは西から南西の風を嫌うとのことであります。このままで港内の静穏を保てるのか、また、保てないとすると、せっかく整備した港に船が寄りつかないのではとの心配もあるとのことであります。

県では、令和元年度に酒田港港湾計画の改定を実施しておりますが、港湾の静穏確保のための整備について、今後の方向性や背景となるデータ等も含め、県土整備部長に伺います。

発達障がい疑われる子供への診療体制について伺います。

発達障がいを疑われる子供が年々増加しており、なかなか医療にアクセスできない、要は待ち時間・期間が発生している状況でございます。

さきの議会では、様々な対策により県立こども医療療育センターの待機期間は七、八か月から一、二か月に短縮されているとの答弁がございました。一方、庄内地区での状況は、待機自体は認識しているものの、個別の待機状況は不明であり、四つの医療機関で中学生以下の検査・診断・診療をしているほか、鶴岡協立病院に公認心理師を派遣し対応しているとのことであります。

現状を保護者の皆様に伺うと、やはり長期間の待機が発生しているようで、長いと二年近い場合もあるとのことです。おのおの待機の事情が違うため待機期間には幅があるようですが、医療にアクセスできない期間が長く発生していることは間違いのないようであります。

また、長い待機を経て受診した子供のうち、継続的な通院や投薬が必要な事案は半数以下であるとのことで、要は、医療にすぐにもアクセスが必要な子供が適時適切にアクセスできない状況にあるということでもあります。できる限り早期の対応が効果的であるということを見ると、待機の解消は子供の一生を左右する重要な問題と感じます。

対応として大切なのは、まずは医療アクセス前の適切なアセスメントであります。コンサルティング事業の拡充や公認心理師の派遣はもとより、教育機関との連携が大変重要かつ効果的と考えます。また、人材や医療資源の効果的な集積も効果があると考えます。二月の予算特別委員会の中では、市町村によりその部分を効果的に実施している旨の答弁もありました。内容の共有の必要性も感じるところであります。

また、医師も含め対応する人材が不足する中、発達障がいの治療・対応が長期にわたることも少なくなく、要は、通院し続ける・患者さんが増え続ける状況であるということでもあります。適切に対応するためには、資源を効果的に連携させることが必要です。

この件については、鶴岡市からの重要事業要望にも記載があり、庄内児童相談所及びこども医療療育センター庄内支所を県立こころの医療センター内に機能移転することで小児精神科医や関係専門職の不足の解消、障がい疑われる子供への虐待・ネグレクトに対して保護者も含めた診断と療育・社会適応支援への期待、そして不登校、ひきこもり、対人関係困難、問題行動、犯罪などの二次障害の防止にもつながるとしてあります。

庄内地区の発達障がい疑われる子供の適切な医療アクセスについては、まずは現状を把握することに加え、医療機関と教育の連携強化、医療機関、特に県立こころの医療センターとこども医療療育センター庄内支所との連携強化・機能集約等が必要と考えますが、健康福祉部長の所見を伺います。

続きまして、今回議員発議として提出されました山形県笑いで健康づくり推進条例について伺います。

健康であることは、全ての人の願いであり、充実した日々を過ごすための大切な基盤であります。そして、健康づくりは、一人一人がその大切さを自覚し、主体的に継続して取り組むことが重要であります。

この条例案は、笑うことと健康との関連性に着目し、笑うことにより心身の健康づくりを推進するものであります。その作成に当たっては、自由民主党会派の議員有志で検討プロジェクトチームを立ち上げ、専門家及び関係団体への意見聴取や先進地の調査等も行いながら、約一年にわたって検討が進められてきたとのことであります。

笑うことが健康によいということは経験的に知られていましたが、近年では、医学的にも笑うことの効用について様々な研究が行われています。また、笑うことで人と人とのコミュニケーションが良好になるという社会的効果も期待できることは、前文にあるとおりだと思います。

一方で、笑うことによる健康への効用は、認知されつつあるものの、広く一般に理解されているわけではないと思います。また、笑うことについて、県民一人一人の考えやその置かれている状況も様々であると思います。

そこで、この条例案を検討する上で、プロジェクトチームが調査した笑うことの効用に関する医学的な研究について伺います。また、この条例を制定する意義について、条例案の提出者であります洪間佳寿美議員に伺います。

壇上からの質問は以上となります。御答弁よろしくお願いたします。

ありがとうございました。

○議長（森田 廣議員） この場合、答弁を求めます。

答弁の順は私から指名します。

三十番洪間佳寿美議員。

○三十番（洪間佳寿美議員） 石塚慶議員より私に御質問をいただきました。お答えいたします。

まず、笑うことの効用についての医学的な研究であります。山形大学医学部が、声を出して笑う頻度と死亡率及び心血管疾患の発生率との関係を調べるため、四十歳以上の県民約一万七千人を対象として行った研究の結果に我々は注目いたしました。この研究によれば、声を出して笑う頻度が月一回未満の人は、週一回以上の人と比較して、死亡率が約二倍となっております。また、声を出して笑う頻度が月一回以上、週一回未満の人は、週一回以上の人と比較して、心血管疾患の発生率が約一・六倍となっております。

ほかに、これまでの様々な研究により、脳卒中、高血圧、糖尿病などの病気の発生を軽減する効果や、不安・不眠、鬱症状などの心理的健康を改善する効果など、笑うことが健康によい効果をもたらしていることが示されております。

次に、本条例を制定する意義であります。県民の健康づくりの推進に当たっては、県民一人一人が健康づくりへの関心と必要な知識を持ち、自らの心身の状態に応じた健康づくりに主体的に取り組むこと、また、そのための社会環境を整備することが重要であります。このことから、本条例では、笑うことによる健康への効用などに着目し、県、事業者及び県民の役割などを定めたところであります。さらに、北海道における取組も参考にしながら、県民の関心と理解を深めるため、毎月八日を「県民笑いで健康づくり推進の日」に設定したところであります。

本条例の制定により、県民の健康づくりへの関心がより一層高まるとともに、家庭や働く場など、あらゆる生活の場において、笑いによる健康づくりに取り組むための環境づくりに寄与するものと考えております。

一方で、議員御指摘のとおり、笑うことについては、県民一人一人の考えやその置かれている状況も様々でありますので、この点は特に配慮が必要であります。そのため、第六条で、笑いによる心身の健康づくりの推進に当たっては、個人の意思を尊重すること及び個人の置かれた状況に配慮することを明確に規定したところであります。

この条例の制定により、県民一人一人が心身の健康づくりを意識し、また取り組み、健康で充実した生活を送ることができることを願うものであります。

以上、答弁といたします。

○議長（森田 廣議員） 小中みらい企画創造部長。

○みらい企画創造部長（小中章雄君） 私には二点いただきましたので、順次お答え申し上げます。

一点目、自治組織、地域コミュニティへの支援についてお答え申し上げます。

人口減少の加速化により、自治会や地域コミュニティを担う人材の確保が困難になっていく中、住み慣れた地域での暮らしを維持するためには、住民自らが地域のことを考え、地域資源や外部のノウハウ等を活用しながら、地域主体の地域づくりを進めていくことが重要です。

政府は、地方創生に係る施策の一環として、地域住民自らによる主体的な地域の将来プランの策定とともに、地域課題の解決に向けた取組を継続的に行う組織として、「地域運営組織」の形成を促進しており、本県としても、第四次山形県総合発展計画において、令和六年度の地域運営組織数の目標を五十三組織と掲げ、取組を進めてまいりました。

具体的には、地域の全世帯が加入し、買物支援や若者の人材育成に力を入れるなど、全国的にも先駆的な取組とされる川西町の「きりよしじまネットワーク」の事例を参考に、県で組織化の手順書を作成し、県内各地域での組織づくりの実践を支援したほか、地域コミュニティ支援アドバイザーの派遣や地域づくり人材育成研修会の開催等に取り組んでまいりました。この結果、令和五年度末時点での地域運営組織数は七十一組織まで拡大しており、目標を前倒しで達成したところです。

こうした組織数の増加が進む中で、昨年、総務省が地方自治体等を対象に実施した地域運営組織に関する調査では、本県を含め全国的な傾向として、活動の担い手となる人材の不足やスタッフの高齢化、次世代のリーダーの育成といった人材に関する課題が改めてクローズアップされる結果となっており、県としては、引き続き人材育成のための市町村職員向けの研修や、各種分野の十六名の専門家を地域コミュニティ支援アドバイザーとして委嘱し、地域へ派遣する事業を実施しております。

さらに、今年度からは、地域の活性化に向けた新たな取組として、地域貢献や新ビジネスの開発、多様な働き方の推進等の面で、地方に関心のある都市部企業を、地域が直面する課題の解決や地域が豊富に持つ資源の活用といった多様な関わりでつなぐことで、都市部の人材やノウハウなどを今後の地域活力の創出に結びつけるモデル事業を展開することとしております。

県としましては、こうした事業の成果をお示しするなど、市町村との連携を密に取って、持続可能な地域づくりを支援してまいります。

二点目といたしまして、庄内空港の機能強化についてお答え申し上げます。

庄内・羽田便につきましては、昨年度、冬ダイヤを中心に一部期間で五便運航が行われ、令和五年度の利用者数は三十四万人を超え、前年度から約三割増加し、コロナ前の令和元年度に近づく水準まで回復いたしました。今年の夏ダイヤでは、三月二十九日から四月一日までとゴールデンウィーク期間中に五便運航が行われたほか、十月にも五便運航が行われることとなっております。

通年五便化の実現を航空会社に求めていく上では、さらなる利用拡大を図る必要があります。県及び庄内地域の市や町、関係団体等で組織する庄内空港利用振興協議会では、旅行商品の造成支援や航空会社の予約サイトで利用できる割引クーポンの発行など、増便期間中の利用拡大の取組を重点的に展開するとともに、早朝便や冬期間の利用促進、羽田空港での乗り継ぎ利用拡大等に取り組んでおります。

また、羽田便を運航するANAと連携した羽田発着枠政策コンテストの活用が考えられるため、県では、政府への施策提案において、現在全国で六つとなっております同コンテスト枠の拡大を提案しております。コンテストの現在の枠の配分は来年三月までとなっており、現段階で次の実施時期について示されておきませんが、次のコンテストを見据え、航空会社と連携したさらなる需要喚起策の検討を行ってまいります。

こうした取組を進めるべく、県としましては、昨年度から、庄内空港利用振興協議会に対する負担金を増額しているところです。

また、庄内地方の利便性向上や地域活性化のためには、関西方面を含む路線の拡充という視点も重要であると考えております。庄内開発協議会からは、大阪線の復活やLCCによる成田線の再開など、国内路線の拡充について要望をいただいているところです。今後の航空需要の動向、各航空会社の計画等について情報収集を行い、羽田便五便化の制約とならないような運航ダイヤや受入れ態勢なども考慮しながら、新規路線の拡充を航空会社に働きかけていきたいと考えております。

庄内空港は、全国や海外につながる交通ネットワークの要として、地域の活性化に資する極めて重要なインフラであると認識しております。県としましては、地元の市町や関係団体等との連携を一層強化し、羽田便の通年五便化の実現を最優先としながら、庄内空港のさらなる機能強化に引き続き取り組んでまいります。

○議長（森田 廣議員） 中川防災くらし安心部長。

○防災くらし安心部長（中川 崇君） 二問質問を頂戴しておりますので、順次お答えをいたします。

初めに、沿岸部の津波避難対策につきましてお答えいたします。

一般の能登半島地震では、本県沿岸部にも津波警報が発表され、鶴岡市、酒田市、遊佐町では避難指示を発出しました。多くの住民が厳冬期における夜間の避難を余儀なくされ、住民の避難の備えや長時間に及ぶ津波避難への対応等において様々な課題が明らかになったところであります。

県では、これまで、津波の避難場所の現地確認や沿岸二市一町による住民からの聞き取り調査などを踏まえ、市町と連携し、課題の検証と対応の検討を行ってまいりました。その中では、注意報・警報の発表時の住民の避難行動の一部において、避難路での渋滞、避難グッズの不携帯などが見られたことから、市町においては、避難指示の早期発出や予想される津波の高さに応じた対象エリアの明確化など避難指示の発出方法の改善を図るとともに、引き続き、住民一人一人の防災意識の向上に向けて避難訓練等に取り組んでいくこととしております。県としましては、自主防

災アドバイザーの派遣等を通して、日頃の備えの必要性や冬期の避難の留意点等の啓発に努めてまいります。

また、このたびは、津波警報の解除まで約九時間、注意報に切り替わってから解除までに約十八時間と警報等の発令時間が長時間となったことから、寒さやトイレ不足等もあり、多くの住民が避難指示の解除前に一時避難場所から帰宅する事態が生じました。このため、市町としましては、避難者に対して定期的な情報提供に努めるとともに、津波避難ビルを含む避難場所に一定の時間滞在することを可能にするための防寒資材の配備等の環境整備を進めることとしたところであります。

避難場所は、一時的に避難する場所として備蓄品等の整備が進んでいなかったことから、県としましては、特に他の避難所等への移動が困難となりかねない津波の避難場所の在り方の検討や、環境整備に取り組む市町に対し支援をしてまいりたいと考えております。あわせて、気象庁におきましても、津波警報等を継続する根拠について適宜情報発信をしていくとの方向性を打ち出しておりますので、県としましては、市町と連携し、県民の皆様にも適時適切に情報提供できるよう努め、自主的・主体的な避難の継続につなげてまいります。

政府においては、能登半島地震に係る自主点検レポートを発表し、今後、具体的な対策を検討していくこととしております。県としましては、政府の対応も注視しながら、各種助成制度の充実を働きかけるとともに、沿岸市町をはじめとして、防災関係機関と連携し、県民の安全安心に向けた津波防災対策の強化に努めてまいります。

続きまして、雪下ろし等除雪作業の安全対策についてお答えいたします。

雪害事故につきましては、その多くが屋根などからの転落によるもので、年代別では七割を高齢者が占め、被害の程度も重傷以上の割合が高いため、県としては、事故防止に向け、高齢者を対象とした普及啓発が重要であると考えております。このため、令和二年三月に策定しました第四次の山形県雪対策基本計画におきましても、高齢者等対策の強化を掲げ、実効性のある雪害事故防止の普及啓発を展開するとともに、安全な雪下ろし作業等のための設備等の普及を促進しているところであります。

具体的には、雪害事故防止を呼びかけるため、雪下ろし作業を行う際の注意点をまとめたガイドブックや啓発チラシを作成・配布するとともに、いきいき雪国やまがた推進県民会議や、県ホームページ、SNS、マスメディア、市町村の広報車などの様々な媒体を活用した積極的な周知活動に加え、回覧板の活用や、県警察とも連携して高齢者世帯等に安全な除排雪を呼びかけるなど、高齢者お一人お一人への直接的・対面的な対応を重視した啓発も行っております。

あわせて、ホームページ上で各地域の屋根の雪の重さを可視化し、雪下ろしのタイミングを判断することができる「雪おろシグナル」の活用を促進するとともに、積雪や最高気温等から事故が発生しやすい状態になったことを知らせる「雪下ろし・落雪事故防止注意喚起情報」を発信し、適時適切な雪下ろしの実施を促しております。

また、雪下ろしの作業を行うことが困難な高齢者世帯等に対しましては、業者等へ依頼した雪下ろしに係る経費の一部について、各市町村が実情に応じ、県のいきいき雪国やまがた推進交付金を活用し支援を行っており、雪害事故の未然防止につなげております。

一方で、命綱を固定するためのアンカー等の設備につきましては、県と市町村が協調して実施している住宅リフォーム補助金の対象として整備促進を図っているところであります。安全な雪下ろしの啓発と併せまして、建設関係機関等とも連携し、アンカー設備等の克雪化工事に補助金が活用できることをチラシやホームページ等に分かりやすく掲載することなどによりまして設備のさらなる普及拡大に努めてまいります。

雪下ろし等の雪害事故につきましては、作業に対する慣れや過信、油断が事故を招いている面もありますので、県としましては、引き続き事故の態様等を分析し、雪の安全対策の専門家や関係機関と連携して、事故を防止するための対応策等を整理しながら、雪害による死亡者数ゼロを目指しまして、より効果的な啓発活動を展開してまいります。

○議長（森田 廣議員） 柴田健康福祉部長。

○健康福祉部長（柴田 優君） 私からは、発達障がい疑われる子供への対応につきましてお答え申し上げます。

発達障がいに関する検査や診断・診療を行う医療機関の確保は全国的な課題となっており、これまで本県では、上山市の県立こども医療療育センターの初診待機期間の短縮が課題となっていたところです。

実際に診療に当たる同センターの医師によりますと、受診した子供の半数以上は医療行為は必要ではなく、むしろ地域で適切に療育支援することにより改善が期待できるとのことです。

このため、県では、早期の療育支援につなげるため、児童発達早期コンサルティング事業を進めており、市町村へ公認心理師を派遣し、発達検査や特性に応じた助言等を行っているところです。対応件数は、令和四年度が六十二件、五年度が百八件、今年度は既に二か月間で五十一件と年々増加しており、この取組の効果もあって、同センターの初診待機期間の多くは二か月台まで改善しております。

一方、発達障がい児に対応できる医療機関は県内に計六十一か所ありますが、庄内地域の二十一か所において、中学生以下を対象として検査から診療まで可能なのは四病院となっております。四病院の待機期間の調査では、一ない

し二か月や半年を超える病院もあるなど、受診希望の特に多い南庄内の一部で長期に及ぶ例があると伺っております。県では、対応医療機関の増加に向けまして、県内のかかりつけ医等を対象に研修会を開催し、地域での支援体制の充実を目指しております。

一方、北庄内の一部の自治体では、真に医療行為が必要か否かを判断するため、独自に公認心理師を複数配置し、発達障がい疑われた際には、まずは発達検査等のアセスメントに基づき、地域で早期の療育支援に積極的に取り組んでいると伺っております。

県と市町村及び教育機関等の連携につきましては、各圏域で開催する発達障がい支援の推進会議において、市町村の福祉担当者や保育所及び学校関係者に対して、子供の状況に応じた早期の療育等が受けられるよう、支援体制の充実を要請しております。加えて、県では、公認心理師の団体や関係医療機関と人材確保や応援の可能性等について意見交換を行っているところです。

県としましては、県内市町村の好事例も参考として、個々の子供の状況に応じた適切な療育や治療が受けられるよう、県立こころの医療センターとこども医療療育センター庄内支所との効果的な連携の在り方等も含めて、管内の市町村や関係機関等の御意見をよくお聴きしながら検討し、発達障がい疑われる子供の早期支援に努めてまいります。

○議長（森田 廣議員） 星農林水産部長。

○農林水産部長（星 里香子君） 農村RMOの形成支援についてお答えいたします。

本県の農地は、中山間地域の占める割合が多く、中山間地域等の条件不利地ほど高齢化・人口減少が顕著になっております。特に、こうした農村集落では、農業生産活動の継続に加え、農地や水路、景観などの保全や、高齢者の生活支援など、集落機能の維持が重要な課題となっております。

農村型地域運営組織・農村RMOは、複数集落が支え合い、農用地保全活動や農業を核とした経済活動と併せて生活支援などの取組を行う組織であり、集落の機能を補完し、地域コミュニティを維持強化することが期待されております。

本県では、今年度から農林水産省の事業を活用して農村RMO形成に取り組むこととし、五月十七日に酒田市の日向地区及び大沢地区が農林水産省から承認を受け、取組を始めております。

日向地区では、六月十五日に、農業者をはじめとした地域住民や関係団体、行政機関が参加して第一回のワークショップを開催しており、大沢地区でも七月に開催する予定となっております。日向地区のワークショップでは、遊休農地の利活用や鳥獣被害対策、地域の農作物を使った加工品づくり等の農業分野にとどまらず、高齢者の移動手段的確保や除雪といった生活支援等についても話し合いを行っています。この話し合いを基に、今年度中に地域の将来目標や具体的な行動計画を取りまとめた将来ビジョンを策定することにしております。

この二地区は、本県初となる農村RMO形成を目指した事例であり、地域の話合いの段階から、行動計画の実践、さらには活動の定着と発展の段階まで、継続した支援が必要であると考えております。そのため、県としましては、庄内総合支庁が事務局となり、大学や地域づくりNPOなど幅広い分野の関係機関が連携した支援体制を整え、伴走型で支援を行うこととしております。

支援に当たっては、両地区の事業の進捗状況に合わせて、それぞれの地域に寄り添いながら、地域住民自らが検討を重ね、課題解決や実践活動に取り組むことができるようしっかりとサポートしてまいります。

本県初の農村RMOであるこの二つの協議会が、地域コミュニティを活性化し、農業・農村が持つ多面的機能を発揮できるモデル事例となれるように支援しまして、さらにその成果を県内各地に横展開できるように進めてまいります。

○議長（森田 廣議員） 小林県土整備部長。

○県土整備部長（小林 寛君） 酒田港の港湾整備に関する防波堤の計画についてお答え申し上げます。

酒田港に船舶が入出港するための航路は、北港地区に往来する大型船舶の航行を考慮して、昭和四十九年に北港が開港した当時から南西方向に出入りする向きとなっております。この航路を高波から守り、岸壁前面の静穏を保つため、防波堤を計画し、整備を進めてきたところです。

防波堤の計画は、港湾法により港湾計画で定めることとなっております。計画の策定に当たっては、まず、港湾外からの波の向きや高さを調査し、防波堤整備による港湾内の波の高さを解析の上、港湾利用者と調整しながら配置を検討します。この結果を基に、港湾利用者や関係官公庁等へ意見照会を行い、学識経験者や港湾利用者等で構成される地方港湾審議会で審議され、この各段階において漁業関係者に参画していただいております。その後、国の交通政策審議会港湾分科会の審議を経て港湾計画を決定しております。

酒田港の現在の防波堤計画につきましては、令和二年二月の港湾計画改定時に配置を変更しております。改定前の防波堤計画のままでは、最上川から流出する土砂や流木が港湾内に流れ込み堆積するおそれがあることや、漁船等の小型船舶の入出港に支障があるとの声がございました。そのため、港湾外の波の観測データから港湾内の波の高さや

土砂拡散予測のシミュレーションを行い、それらの解析結果と、小型船舶の入出港の利便性なども考慮し、港湾利用者と調整しながら、適切な配置に見直しております。

観測データによる波の向きは、北西から西が多い状況です。見直した計画では、第二北防波堤の計画を二千五十メートルから千五百六十メートルに縮小し、土砂が流れ込まず、小型船舶も航行しやすくします。縮小する部分を補完する防波堤として、さらに沖側に沖防波堤六百メートルを新たに位置づけたことで、港湾内の静穏性を保つことができるようにしております。

現在、この計画に基づき、国土交通省が第二北防波堤を整備しており、全体延長千五百六十メートルのうち、残りが約百メートルまで整備が進み、完成が見えてきております。

防波堤は、港湾内の静穏を保ち、船舶の航行や荷役作業の安全安心を確保する港湾の基幹的な施設です。県といたしましては、港湾計画にのっとり、残りの沖防波堤も含め着実に整備が進むよう、政府の施策等に対する提案をはじめ、あらゆる機会を捉え政府に働きかけてまいります。

○議長（森田 廣議員） この場合、休憩いたします。

午前十一時十分再開いたします。

午前 十一時 二 分 休 憩

午前 十一時 十一分 再 開

○議長（森田 廣議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑及び質問を続行いたします。

十四番今野美奈子議員。

○十四番（今野美奈子議員） 県政クラブの今野美奈子でございます。県政クラブの皆さんに質問の機会をいただき、誠にありがとうございます。早速質問に入らせていただきます。

令和七年に開催予定の本県の果樹栽培百五十周年を記念した事業のキャッチフレーズは「いちずに、かじつ。」でした。サクランボはもちろんのこと、その全ての県産果物がイベントのタイアップ企画として販売が可能だということは、とてもうれしいことであります。それというのも、歴史があり、大変おいしい果物でありながらも、高値がつかず、農家の収入を支えているとは言い難い果物が本県にはまだ多くあるからです。これをきっかけにさらに生産者の努力が報われ、県内はもちろんのこと、全国に発信するよき機会となることを期待しています。

さて、こうしたイベントも大変有意義なものとして認識いたしますが、販路拡大につながる施策展開にも期待したいところです。

果物には、その個性を生かし、調理して食べるものもあります。例えば庄内柿は種がないのですぐに調理に使うことができ、少し硬いものは肉で巻いて油で揚げたり、甘いものはポテトサラダに混ぜたりして頂きます。また、ブルーベリーは酸味が強く、そのままでは苦手な方も、皮ごと炊き込み御飯にするとどなたの口にも合うような味になりますし、庄内イチゴは既にフリーズドライにして紅茶と一緒に販売されています。

このように、果物は食後のデザートであると同時に、何かと組み合わせる頂いたり、身近ではもはや食材として利用したりすることが増えました。そうすると、果物の味や硬さなどが分かる相関図があったらとても便利です。こうしたことに関する情報ネットワークがあれば、県内外においてさらに利用の幅が広がるものと考えます。

ラ・フランスは世界一の生産量を誇り、サクランボをはじめとする豊富な種類のおいしい果物を年中頂けるのは、農家や関係者の方々の努力のおかげであると感謝しています。そして、山形県がサクランボ県として認知されたのは、そうした皆さんの努力はもちろんのこと、国内はもとより、海外における吉村知事の強力な発信力のおかげであると認識しています。

今後は、これまで以上に情報を発信し、幅広い食し方などや、身近に果物があることを知っていただく取組にも期待したいところであります。

既にフルーツ王国として全国的に知られている都道府県があります。そうでありながらも、「果樹王国やまがた」としてはどのようなことに力を入れていくのか、また、それを推進していくためにはどのように取り組んでいくとお考えでしょうか。

さらに、おいしいと評判であるにもかかわらず、まだまだ競争力が弱い果物が大変多くあります。そうした本県の果物全体の競争力をどのように高めていくのか、併せて吉村知事に伺います。

次に、こどもまんなか支援について伺います。

こども家庭庁は、「こどもまんなか社会」の実現を目指し、子供の視点に立って意見を聴き、政策に反映するとしております。先頃、宗教二世の子供について大きく話題になりました。保護者の意向を重視してきた風潮が、子供の権利という言葉によって最近では少しずつ変化しているように感じられます。

生まれ落ちた場所が自分にとってあまりよくない環境だったという言葉を表す「親ガチャ」という言葉も流行しました。宗教二世の方の悩み、親を看護することによる自分の人生への影響に関する悩み、そして家庭の金銭的な事情や家庭内不和、虐待、また、SNS時代の情報発信が豊富な現在においてもなおそれが自分に当てはまることとすぐに気がつかないヤングケアラーの方など、様々な環境に置かれている子供たちの存在が浮き彫りとなってきました。

最近、高校入学直後に母親を亡くし、洗濯、掃除などほぼ一手に引き受けてきたというヤングケアラーの男子高校生についての新聞記事を読みました。初めて「ヤングケアラー」という言葉を聞いたときはとても驚きました。私を含め、家族だから誰かがやらなければならないと多くの人が当たり前のように受け止め、それを問題にするような社会ではなかったからです。その男子高校生も「仕方がないと思っていたけど」と述べ、けれども「苦しかった」と振り返っています。

今、このような子供たちへの支援の声が広がり、一人を皆で支えようとする温かい社会を目指していることは、とても心強いものであります。

また、ほかにまだ大きく表に出ているとはあまり思えないのが「きょうだい児」の皆さんのことでもあります。少々違和感のある言葉ですし、なじみが薄い方もいらっしゃるかもしれません。その子の兄弟姉妹の中に重い病気を抱えていたり、親が付きっきりでお世話しなければならぬ障がいなどのあるお子さんがいる家庭においては、そのほかの健康な子供は親に甘えたいときに甘えられない、家族と遊びたくても一緒に遊べない、出かけられないといった、このような状況に置かれている子供をいわゆる「きょうだい児」と表現しています。

こうした子供たちもまた仕方がないと思って我慢して過ごしており、一方親としては、健康な子供の成長を心配しながらも、どうしても手をかけなければならない子供のほうの面倒を見なければならないため、他のきょうだいには自分のことを自分でやるようにしつけることとなります。親に代わり家事をやる子供もいることでしょう。これが過度な負担となればヤングケアラーとなりかねません。そうした経験を持つ方が大人になり、大人になっても親を好きになれない、実家に帰りたくないといったような、家族の関係が壊れてしまった御家庭もあります。

子供が今の生活に不安や疑問を感じたとき、事件とならなければ取り上げてもらえない社会であってはならず、声を出しても大丈夫なのだという機運醸成を図っていかねばなりません。プライバシーといった制限があるからこそ、子供が自ら社会に声を上げていくツールをつくり上げていかねばなりません。

国の調査によると、全国の小学校の四三%が、中学校では三八%、全日制の高校は六三%がそうした子供を外部支援につないでいないと回答していると報道されています。子供の意見だけでなく、意見を持っていないことも、実情を語る場やつぶやけるツールが必要です。

本県においては、このように、既にそうなってしまった環境にいる子供自らがつぶやける環境をどのように整備していくのか、そして、そこから見える背景を受け止めた後はどのように改善に結びつけていくのかをお尋ねいたします。

虐待などのように、今の状況が普通ではないことに気がつかない子供に気づかせる情報発信も重要であります。相談窓口はハードルが高いという見解もあり、特にヤングケアラーに関しては、国の調査によると、相談相手に学校の先生を選んだ高校生は一八%、スクールソーシャルワーカーやカウンセラーも八%にとどまっています。学校も重要な役割を担う立場にありますが、学校側にすれば、さきに申し上げたように、家庭へのアプローチを試みたとすれば介入し過ぎだと拒否されたり、また、子供自身が問題意識を持っていないなどにより、特に対応が難しいことも理解できます。

子供を取り巻く家庭の実態をいち早く把握できる体制や、そうしたことを実践している民間団体等への支援の拡充など、こうした事態が起こらないような予防策についてどのように取り組むのか、お尋ねいたします。

こども家庭庁は、二〇二二年度から、教育や福祉の現場をつなぎ、情報共有しながら適切に支援につなげるコーディネーターを配置する自治体に補助事業を始めています。本県においてはヤングケアラー支援体制をどのように強化していくとお考えでしょうか。

そして、きょうだい児のような子供たちのことをもっと知っていただき、家族と過ごす時間が増えるような環境を整備し、その心が豊かになるよう取組を進めていただきたいと切に願いますが、きょうだい児も含め、困難な状況にある子供たちの支援についてどのようにお考えか、併せてしあわせ子育て応援部長に伺います。

次に、県民の期待に応える公立高校についてお尋ねいたします。

二〇二四年三月の公立高校入試選抜における倍率は、一倍に満たない学校が多くありました。その背景には少子化があり、加えて、高校の授業料無償化の流れが大きく影響したと認識しています。

二〇二〇年度より年収五百九十万円未満の家庭の私立高校へ通う高校生への国の就学支援金の上限が三十九万六千円に引き上げられたことから、授業料が三十九万円以下の場合には実質無償ということになり、本県では、さらにこれに年間一万二千円を上乗せしています。私立と公立の違いが少なくなってきたという声をよく聞くようになりました。

本県は、県民の期待に応え、どの子供をもしっかりと育てていくという姿を県民にもっと分かりやすく伝えていかなければなりません。公立高校の教育内容に関する発信の方法や、保護者の希望を的確に把握し、住んでいる地域からでも簡単・便利に通学することができるといった視点、さらには進路に悩む子供に専門的にアドバイスをする中学校の教員にも、公立高校で実践している学習方法をよく理解していただく工夫なども必要であります。

変わりつつある公立高校の学習内容や取組、そして産業高校などの学習で活用されているICT等を活用した施設整備などに関し、現場の教員が高校生だったときとは違う学習環境であることを知っていただき、それを子供たちに的確に伝えていただくことも重要であります。さらに、中学生が携帯電話を持つ時代です。子供たちに分かりやすく、親しみやすく紹介した動画などを活用して高校の情報を配信してはいかがでしょうか。

私立高校は、進路担当の教員が中学校に出向き、様々な子供の思いを進路指導主事などから聞き出し、それに沿って学校が成長してきたのに対し、そうはすぐにできなかった公立高校の制約が、例えば予算などでありますが、あったと認識しています。

空調設備、トイレの洋式化など、現在も工事中の学校もあります。特に空調設備では、設置されていない特別教室での学習の場合は、途中で普通教室に移動したり、または扇風機で対応するといった実態であります。家庭の希望として当たり前にある、通学、施設整備、寄り添い、豊富な学習体験などに関し、さらに真摯に耳を傾ける姿勢が求められるものと認識しています。

運転手不足、バス路線の廃止、災害等によって、今や自力通学するにはとても不便を感じる時代であります。庄内総合高校の不便な通学は以前から話題になっており、加えて米沢興譲館高校も公共交通が不便な地域にあります。庄内総合高校は校風もよく子供によさそうだと思ったが、通学が不便なため候補から外したという御意見もいただいています。

残念なことに、六月十一日には、庄内町の公共バス路線を廃止するとの新聞報道もあります。また、鶴岡の温海地域から通う高校生のいる家庭の中には、電車時間が通学に合わないことやバスが通らないなどの理由から、高校入学を機に子供とその親が通学に便利な市内に引っ越すという実態も当たり前にあります。過疎化の要因ともなりかねない事態であります。

致道館中高一貫校は倍率が上がらず、元のほうがよかったという声ですぐに上がりました。遠く離れたところからでも学びたいという子供の通学方法については、教育委員会では対応するのは難しいと認識していますが、その意欲を受け止めるためにも家庭に頼らない通学方法を提供していかなければならないのではないかと感じています。

県民のこうした公立高校への期待に応えるためにどのような取組をお考えか、教育長に伺います。

続きまして、教員の多忙化解消について伺います。

これまでも、新規採用教員や教頭職、あるいは教員の印刷等のサポートなどの事務軽減策や、チーム学校として専門職が学校に入るなどの取組が実施されてきました。今年度は、スクールロイヤーの導入の予算が計上され、ここ数年で教員の多忙化解消がぐっと前に進み、高く評価いたします。

しかし、まだまだ解消しなければならない業務が多くあります。教員の業務担当において多忙を極めている中学校の校務分掌の一つである進路指導主事を例に議論を進めていきたいと思えます。

進路指導主事は、学年全員の子供の進路に関する事務全般を担い、ほかに授業や生徒指導、そして部活動を担当しながら、その多くを一人で遂行します。主な業務内容は、学年全員の子供の進路に関する参考資料の提示、進路決定までの高校説明会などの参加計画、進路希望調査、保護者への御案内、各高校との連絡調整、さらに夏休みの見学会日程の調整、子供たちの移動方法、割当てなど安全のための準備、また、職場体験があれば職場との連絡調整に、十分しかない授業の合間時間を利用して行うなど、その多くを担当します。

そして入試事務といえば、全ての高校の願書を取り寄せる計画を立て、提出書類の作成、進路決定の参考となる過去のデータをまとめ、その資料を作成し、高校へ提出する計画の作成といった一連の作業が年間を通して行われます。それに加えて、県外の高校を希望する子供がいれば、その学校と直接連絡を取り合い、当然違う様式等の書類作成にも当たります。もちろんそれぞれの提出期日が違うことなどから、忘れてはならないと思えばこそ、気がつけば机上はメモ付箋でいっぱいになる時期もあります。あまりの事務量の多さと、ノーマスでなければならぬというプレッシャーから、その一年間は大変緊張する日々が続く、夜も眠れない人もいます。

願書等の点検作業は学年担当の教員全員で行いますが、そのような時期も部活、配慮を要する様々な子供への対応や、それに伴う保護者面談、教育相談、そして当たり前授業の準備、教材研究や部活指導などがあります。

進路指導事務に関しては、教員でなくてもできる業務も多くあり、総合的に考えますと、そうした校内事務を専門に担当する職員が複数いたら、教員はもっと子供の進路に関する悩みに耳を傾け、適切なアドバイスができる時間が増えるものと認識いたします。教頭職へのサポートというように、個々に対応する職員も含め、教員のこのような事務を引き受ける複数の職員の配置が必要ではないかと認識しています。

例えばほかに、学年費、進路指導費などの会計に関する業務、部活動の手続に関する業務も教員の事務の一つであります。せめて小・中学校の大規模校にはこうした業務を担う人材の複数配置をし、早い段階での課題解消をお願いしたいところですが、市町村立学校への支援スタッフの充実についてどのようにお考えか、教育長に伺います。

また、入試事務軽減策として出願時のデジタル化を進めてはいかがでしょうか。全国では既に取り入れている県もあります。例えば、奈良県では中高連携システムの活用、岐阜県では統合型校務支援システムを導入した中学校とデジタルでの調査書の相互受信を行い、また、福井県ではウェブ出願システムにより調査書を提出し、さらに入学審査料納付の電子化を行っています。

本県においても、ウェブ出願は私立高校で実施されています。入学者選抜に係る小・中学校の事務量の軽減とそれに伴う高等学校の入試事務軽減のためにウェブ出願システムの導入についてどのようにお考えか、教育長に伺います。続きまして、羽越本線の機能強化と羽越新幹線の実現に向けた取組についてお尋ねいたします。

国より羽越新幹線が基本計画に位置づけられたのは昭和四十八年のことであります。その十年後に羽越新幹線建設促進同盟会が設立され、その後、推進運動も活発に行われてきました。平成十一年度には新幹線直通運転化事業調査などが国土交通省によって行われています。しかし、これまで要望活動も毎年活発に行われているものの、実現に向けた動きがなかなか見えてきません。

庄内地域はもとより、本県全体の発展にとって重要な路線であり、安心して安定輸送が可能な羽越新幹線の早期実現は待ち遠しく、その取組はどのような状況か、進捗状況をみらい企画創造部長にお尋ねいたします。

その一方で、平成十三年度から山形、新潟両県によって羽越本線の高速化に向けた調査検討が行われ、平成三十年四月には同一ホーム乗換えの利用が始まりました。同一ホーム乗換えは、特急いなほが順調に新潟駅に到着した場合は大変便利であります。少しでも遅れた場合は、階段などを使って他のホームの別の新幹線へ移動しなければなりません。当然、予定の指定席券は使えませんから、足の不自由な方や高齢者の皆さんはもちろんのこと、小さな子供連れの家族も、階段を上り下りして別の新幹線の時間に間に合うように、または自由席を確保するために急いで移動する状況となります。もちろん座れる保証は全くありませんし、下りの場合は、自分の都合のよい時間の新幹線に首都圏から乗車しても、接続が悪ければ同一ホームを利用できないといった状態です。

また、十二月から二月までの列車本数三千三百六十七本のうち、令和五年度の県の資料によると二百四十本、約一割弱が運休・遅延しています。そしてその七割が大雪・強風の影響によるものであります。年間では、一万三千五百五本の列車のうち五百二十八本が主に強風で運休・遅延しております。よく遅れる、すぐに運休する、そんな印象です。

さらに最近では、羽越本線の中でも村上―鶴岡間は、JR東日本管内一の約五十億円の赤字路線として公表されました。

羽越本線は一日約十往復の貨物列車が通り、本県にとっては大変重要な路線であります。貨物列車の重さからレールの消耗も早く、安全輸送のためには耐久性や安全性をしっかりと確保していかなければなりません。その保線費用がかさむこと、そしてまた脱線事故の後に導入したドップラーレーダーの保守費用などによる維持管理費が主な赤字の原因ではないかと推測いたします。さらに、海沿いを走るため、塩害対策も経費を増大させる要因ではないかと思えます。

これらのことから、利用する人が少ないことだけが赤字の原因ではなく、むしろ、乗車人数に関係なく、こうした設備保全のための投資にかなりの予算が必要な路線であると理解いたします。

強風対策や吹雪対策にトンネルはかなり有効かと思われませんが、百年前の掘削に必要な工事技術ではそこまで追いついていなかったのかもしれない。また、デッドセクションがあり、乗車中に車内の電気がしばらく消える区間がある上に、単線複線が複雑にところどころにあり、終点の手前で列車交換のための待ち時間による遅延も発生しがちです。

また、特急いなほの停車駅には、無人駅や人が全く乗車しない日が続く駅、乗車するのが一人といった区間もあります。高校生のスクールバス利用者の増加や人口減少、道路環境が整備されてきた現在、以前よりさらに低い乗車率の駅も増えてきたのではないのでしょうか。

こうした状況において、地域の実情を鑑み、運行計画については、どこかで決断しなければならないものと認識いたします。現代の技術をもって高速化し、速達性特急いなほを新設することによって所要時間が短縮され、利用者が増えることが考えられるなど、羽越本線の高速化の実現に向けJRとどのように連携して進めていくのか伺います。

また、今年は羽越本線全線開通百周年の記念の年であります。JRと連携し百周年記念イベントを盛り上げ、成功させるためにどのような取組をお考えか、併せてみらい企画創造部長に伺います。

次に、砂浜ごみ回収の取組についてお尋ねいたします。

本県の海においでいただいた方々が安全に、そして存分に楽しんでいただくために、私は各団体主催の清掃活動に

積極的に参加してきました。そのごみの八割は、町のごみが川にたどり着き、やがて海へと流れていったものであります。海岸そばの県民は、毎日ごみを見て生活しています。もし歩道がごみでいっぱい状態であったら、すぐに撤去することでしょう。あまりにひどい生活環境であります。

数年前に鶴岡工業高等専門学校で学生さんがそうした細かな海ごみ除去の装置を作り、話題になりました。その装置は年々進化し、最終的には家庭用の除雪機を学生が改良して作ったそうです。この学生さんは、人が困っているとこに研究の視点を定め、砂の特性に応じた機能も備えるなどして開発した機械であり、卒業する年には学会賞を受賞したそうです。このような本県の知恵と知識を結集し、教育と企業が連携し合い、実用化を目指すことは、大変有意義な取組であります。

冬に除雪機が必要不可欠であると同時に、砂浜のごみ除去には、既に実用化されているビーチクリーナーのような定期的に活用できる重機の導入も有効です。観光客にも美しい印象を与え、思い出に残る常にきれいな砂浜となるようにどのように取り組むのか、環境エネルギー部長に伺います。

最後に、山形県子育て基本条例の一部を改正する条例案について提出者に質問いたします。

初めに、基本理念の改正について伺います。

さきの質問でも申し上げましたが、これからの子供は権利の主体と位置づけが変わりました。児童の権利に関する条約とこども基本法では、子供の最善の利益を実現するため、これを主として優先して考慮するとの考えが示されております。

本県の子供の権利をより明確に尊重した取組が求められてくると考えますが、条例改正の理念について伺います。

次に、基本的施策の改正について伺います。

本年に入っても各地で児童虐待についての悲しい報道が相次ぎ、心を痛めております。全国の警察から児童相談所に通告された児童数は年々増加し、令和五年は十二万二千八百六名となりました。提案趣旨にもございましたが、本県においても平成三十年度に子供への虐待認定件数が五百件を超え、令和になっても六百件を超える水準で高止まりしております。

吉村知事は、子供は未来の宝と常々発言され、子育てに関する施策の推進のため専門組織を創設、子育て基本条例を制定され、積極的に取組を行ってこられました。

児童虐待という言葉は、一九七〇年代までは、豊かな日本にはあまりない、ごく少数の特殊な家庭の問題と捉えられていました。一九九〇年代に入り、虐待の問題が発見されクローズアップされていき、一九九四年に国連の児童の権利に関する条約の批准を経て、二〇〇〇年に児童虐待防止法が制定されました。いじめの問題と同じように、周知が高まるにつれ見逃されていた案件が表面化し、社会問題としての対応の迅速化が行われてきました。

本県の虐待認定件数も年間六百件超え、つまり一日一・六件を超える件数です。今このときにも児童虐待が行われているかもしれません。まさに未来の宝である子供への児童虐待は喫緊かつ重要な課題と考えますが、条例改正の狙いについて伺います。

また、このたびの条例改正について、有識者やパブリックコメントの反応はどうだったのか、条例案の提出者である青木彰栄議員に併せてお伺いいたします。

以上で壇上からの質問は終わります。御清聴ありがとうございました。

○議長（森田 廣議員） この場合、答弁を求めます。

答弁の順は私から指名します。

吉村知事。

○知事（吉村美栄子君） 今野議員から私に「果樹王国やまがた」の取組について御質問を頂戴しましたので、お答え申し上げます。

本県は、生産量日本一のサクランボや西洋梨をはじめ、ブドウ、リンゴ、スイカ、桃、スモモ、メロン、柿など、県内それぞれの地域で多彩なフルーツが生産されているフルーツ王国であります。フルーツは、生産を担う農業にとどまらず、商工業や観光業など幅広い産業と結びつき、地域経済の活力源となっており、本県にとってなくてはならない大切な資源であります。

本県が今日このようなフルーツ王国としてあるのは、これまでの時代時代において直面する課題に対して、常に挑戦を続け、真摯においしい果物作りにこだわってきた先人たちの、まさに「いちずに、かじつ」に取り組んできた姿勢と努力のたまものであり、成果であります。

県としましては、先人たちが築き上げてきてくれたフルーツ王国を今後も維持発展させていくため、引き続き、生産に関わる担い手の育成確保に努めながら、品質の高い果実の安定生産・出荷に取り組み、消費者の信頼をより強固なものにしていくことが大切であると考えております。

一方で、現在の果樹の生産現場は、異常気象や気候変動への対応、また、生産者の高齢化に伴う新たな担い手の確

保、農繁期の労働力確保など、多くの課題に直面しているところであり、これらに対して粘り強く取組を進めていかなければならないと考えております。

これまで、凍霜害や高温などに対応するため、対策マニュアルを作成してきめ細かな技術指導を行うとともに、サクランボの新型雨よけハウスの開発・実証に取り組んできたところです。また、気候変動による環境の変化に対応し、さらなる品種改良や、かんきつ類の試験栽培などにも取り組んでおります。さらに、新たな担い手の確保・育成や労働力確保に向けた施策の充実強化を図るとともに、樹園地の継承を支援する仕組みづくりを進めております。

また、魅力があるにもかかわらず生産量が少ないため認知度が低かったり、販路が十分確保されていないようなフルーツについては、戦略的な販売やプロモーションにおける新たなチャレンジが必要であると考えています。県としては、Eコマースの活用や輸出などの販路開拓、加工品開発による新たな価値の創出に向けた支援に加え、生産量の少ない品目も含めた山形県のフルーツ全体のイメージアップを図るためのプロモーションに取り組んでまいります。

令和七年の「やまがたフルーツ百五十周年」は、本県のフルーツの魅力を県民の皆様一人一人に知っていただき、県内外に発信する絶好の機会でありますとともに、生産現場の課題解決や、フルーツに関する新たな価値創出に向けて取り組む契機にもなると考えております。

県としましては、生産者や関係機関の皆様とともに挑戦を続け、先人の努力や思いを次の世代につないでいくことで、フルーツ王国としての本県の地位が盤石なものとなるよう、しっかりと取り組んでまいります。

○議長（森田 廣議員） 二十四番青木彰榮議員。

○二十四番（青木彰榮議員） 山形県子育て基本条例の一部を改正する条例について今野議員から三点質問をいただきましたので、お答えいたします。

今回の条例改正の内容は、「補強」「方針の変更」「削除」と分類するとすれば「補強」に当たると考えます。

初めに、基本理念を改正する考え方についてお答えいたします。

子供の基本的な人権を保障するために定められた児童の権利に関する条約の精神にのっとり、子供政策を総合的に推進し、「こどもまんなか社会」の実現を目指すこども基本法が昨年四月に施行されました。

これまで子供は「弱者」として保護や支援の対象でありましたが、この基本法では「権利の主体」として位置づけられており、法の基本理念においては、条約が定める児童の意見の尊重や児童の最善の利益等の趣旨を踏まえ、子供が意見を表明する機会や多様な社会的活動に参画する機会の確保、子供の最善の利益の優先考慮等が定められています。

子供に関することが決められ、行われるときに、子供にとって最もよいことは何かを考えることが子供の最善の利益の考慮ですが、このたびの条例改正は、条約や法の規定を踏まえ、現行の「子どもの最善の利益を考慮」という条文に「優先」という文言を加え、子供にとって最もよいことは何かを第一に考えることを基本理念とするものがあります。この理念の下、子供の最善の利益がより尊重され、本県の全ての子供の権利が保障される社会につながることを期待しております。

次に、基本的施策を改正する狙いについてお答えいたします。

議員の御指摘のとおり、本県の子供の虐待に関する認定件数は高止まりを続けており、重要かつ喫緊の課題となっています。また、全国的にも心を痛める重大な虐待事案が度々発生するなど、社会全体として取り組むべき問題であります。

子供への虐待の防止を基本的施策に加え、明文化することによって、子供への重大な権利侵害に当たる児童虐待の防止に向け、より強力な施策の展開につながるとともに、虐待を防ぐ子育て環境を社会全体でつくり上げる機運が高まるものと思います。

最後に、条例改正についての県民の皆様や有識者、関係団体からの御意見について申し上げます。

パブリックコメントでは、条例に明文化することによって、子供を守る仕組みをはじめ、子供のための政策をより一層展開し、強化をしてほしいなど、改正に賛同する御意見を多くの皆様よりいただきました。また、有識者からは、児童虐待を一刻も早く防止するために条例に明文化する必要があるとの意見をいただき、さらに、保育団体や子育て支援団体からも、子供の権利の尊重や虐待の防止について、社会全体での機運の醸成や理解を促進するための啓発などの取組が早急に求められるとの意見をいただきました。

このように、関係者や県民の皆様からいただいた意見に十分沿った内容となっているこの条例改正案は、本県の子育ての推進に必要であるとの思いであります。

子供は山形県の宝です。全ての子供たちを社会全体で守り育て、真の「子育てするなら山形県」の実現を心から願っております。よろしくお願いいたします。

○議長（森田 廣議員） 小中みらい企画創造部長。

○みらい企画創造部長（小中章雄君） 羽越本線の機能強化と羽越新幹線の実現に向けた取組についてお答え申し上げます。

羽越新幹線の整備実現に向けて、県では、山形県奥羽・羽越新幹線整備実現同盟を中心に、政府への要望活動や県民の皆様の理解促進に取り組むとともに、関係各県とも連携しながら合同で要望活動を行うなど、様々な取組を推進してまいりました。本県の令和七年度政府の施策等に対する提案におきましても、整備計画策定に向けた法定手続に着手するよう要望したところであります。

羽越新幹線は国家プロジェクトでもあり、実現まで長い期間を要することから、長期的な視点に立って努力を積み重ねていく必要があります。引き続き、関係県との連携を強化しながら、政府に対してしっかりと働きかけてまいります。

一方、羽越本線の高速化については、平成十三年度から十七年度までの新潟県との共同調査やその後の関係者による検討の結果を踏まえ、高速化の手法として、新潟駅での同一ホーム乗換えを含む在来線の高速化改良が最適との結論を得ました。これを踏まえ、平成二十六年まで加速性能の高い車両が導入されたほか、平成三十年には同一ホーム乗換えが実現いたしました。さらに、昨年には上越新幹線の最高速度の向上と新潟駅での乗換え時間の調整がなされ、これらの結果、酒田—東京間の最速の所要時間は、高速化の調査開始時は三時間五十九分であったところ、現在は三時間四十五分に短縮されたところです。

今後も、所要時間の一層の短縮に向けて、関係自治体と連携し、JR東日本に対する働きかけを行ってまいります。

また、羽越本線は、今年七月三十一日に全線開通百周年を迎えます。県としましては、JR東日本や秋田、新潟両県及び地元自治体、観光団体等の関係者と連携し、JRの記念号運行時のおもてなしや、利用促進誘客キャンペーンの実施等により百周年を盛り上げていくとともに、これを契機として、羽越本線のさらなる利用拡大に関係者一丸となって取り組んでまいります。

○議長（森田 廣議員） 高橋環境エネルギー部長。

○環境エネルギー部長（高橋 徹君） 砂浜ごみ回収の取組についてお答え申し上げます。

県では、海岸漂着物処理推進法に基づき、平成二十三年に策定した山形県海岸漂着物対策推進地域計画におきまして、「裸足で歩ける庄内海岸」を基本目標に掲げ、回収処理対策と発生抑制対策、普及啓発・環境教育などを中心に、モニタリング調査による進行管理を行いながら対策を実施してきております。

このうち回収処理対策につきましては、海岸管理者である国、県、市町が流木などの漂着物を回収しており、令和五年度は合計で千四十八トン回収したところであります。このほか、海水浴シーズンには市町が海水浴場となる砂浜を専用の重機であるビーチクリーナーを使うなどして清掃しております。

加えて、地域住民、企業、民間団体等のボランティアによる回収につきましては、一時減少した参加者がコロナ禍前の水準に戻りつつあり、令和五年度は約一万人の方から御協力いただき、合計四十七トンのごみが回収できました。

さらに、これらの回収で対応が困難な細かなプラごみ等を回収するには小型の回収機が有効であり、鶴岡市由良地域では地域で開発した装置が活用されており、また、鶴岡工業高等専門学校の学生が装置の開発に取り組むといった事例も出てきております。

また、海岸漂着物の多くは陸域部から流れてくると言われていることから、もう一方の対策の柱である発生抑制対策につきましては、陸域部を含めた全県域で取り組んでいるところであります。具体的には、スポーツ感覚でごみ拾いを行うスポごみ大会の開催、啓発のための出前講座等の実施、イベント会場での普及啓発等を行っております。

これらの取組により、モニタリング調査の結果では、計画策定時と比べ砂浜を中心に改善が見られているところではありますが、春から夏の間の回収により一時的に海岸はきれいになるものの、その後の季節風等の影響により、毎年新たなごみが漂着してしまっているのが実情であります。

このため、県としましては、これまでの回収処理や発生抑制の対策、普及啓発などの取組を継続していくとともに、産学官民で構成する山形県海岸漂着物対策推進協議会の意見もお聴きしながら、より効率的、効果的な対策となるよう検討し、「裸足で歩ける庄内海岸」を実現してまいりたいと考えております。

○議長（森田 廣議員） 西澤しあわせ子育て応援部長。

○しあわせ子育て応援部長（西澤恵子君） 私からは、こどもまんなか支援についてお答えいたします。

ヤングケアラーや「きょうだい児」など、成長過程の子供たちが困難な環境に置かれることは、進学や就職、友人関係など、将来にわたり様々な影響が懸念される深刻な問題であると認識しております。

また、こうした状況にあっても、本人や家族に自覚がないことや、家庭内の問題と捉え、自ら声を上げづらいといった面があり、周りからも気づかれにくく、適切な支援につながっていない場合もあることが課題となっております。

このため、県では、昨年三月に従来の市町村や児童相談所、児童家庭支援センターなどにおける電話や来所による相談対応に加えて、子供たちがより気軽に不安や悩みなどをつぶやくことができるツールとして、SNS相談窓口を

開設したところですが。この結果、相談件数は増加しておりますが、それでもなお利用をためらう子供もいると考えられることから、周知に当たっては、つらいときはいつでも声を出していいよというメッセージを添えて発信するなど、子供の気持ちに寄り添いながら、教育機関や子育て支援団体等とも十分に連携し、子供やその家族に必要な情報が届くよう努めてまいります。あわせて、相談員が適切に子供の気持ちを酌み取ることができるよう、スキルの向上を図ってまいります。

加えて、ヤングケアラーにつきましては、これまで自治体職員やスクールソーシャルワーカー、介護支援専門員など各分野の専門職を対象に、ヤングケアラーに関する課題意識を深め、気づきの力の向上を図る研修等を行うとともに、市町村の要保護児童対策地域協議会を中心に具体策を協議し、支援を行ってきたところです。今年度は新たにヤングケアラー・コーディネーターを三名配置し、市町村、学校、子供や若者支援を行っている民間団体などを訪問し、適切な支援につなげるための助言や情報提供等を行っており、こうした活動を通して、地域においてヤングケアラーとその家族が求める支援を届けることができる体制の強化に取り組んでまいります。

また、きょうだい児への支援につきましては、県では今年度、新たに医療的ケア児の養育に当たる家族の休息の機会を確保するため、医療的ケア児の短期受入れに関心を持つ施設への働きかけを行うとともに、短期受入れの実施に向けた伴走型支援などを行うこととしております。

県としましては、全ての子供が、心身の状況や置かれている環境等にかかわらず、将来にわたり幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現に向けて、引き続き、市町村をはじめ介護、福祉、医療、教育などの各分野の関係機関と連絡を密にしながら、丁寧に取り組んでまいります。

○議長（森田 廣議員） 高橋教育長。

○教育長（高橋広樹君） 私には二問御質問をいただきました。

一問目は、県民の期待に応える公立高校について御質問、御提案等をいただきました。

県立高校の情報発信につきましては、県教育委員会といたしまして、県立高校の強みや魅力を改めて掘り起こしながら、訴求力の高い広報戦略に努めているところであります。

具体的には、昨年度新たに、豊かな学びや生徒の支援体制等、県立高校ならではの魅力や特徴を総合的に発信するパンフレットを作成し、県内の中学二年・三年生に配付いたしました。また、各高校におきましても、学校のホームページについてデザインを刷新いたしますとともに、内容や機能の充実を図ったところであります。さらに、オープンスクールや体験入学の回数を増やしたり、高校生が生徒目線から自らの言葉で学校紹介を行うなど、学校の魅力を直接アピールする機会を拡充しております。また、市町村に唯一の高校におきましては、地元の中学生の進路選択につなげるため、中学生との探究学習発表会や生徒会活動等を通じた交流の促進に力を入れているところであります。

これらに加えまして、今年度は新たに県立高校ポータルサイトを開設いたしまして、全ての県立高校のデジタルパンフレットを掲載いたしますとともに、学科や部活動等で高校を検索できるようにしたり、学校の紹介動画を作成するなど、中学生がより自分の希望にかなった県立高校を選択できますように取り組んでいるところであります。

県立高校の施設整備につきましては、近年の夏の暑さへの対応や生活様式の変化を踏まえまして、冷房設備につきましては、普通教室への設置が完了いたしましたことから、今後は特別教室や実習室への設置を加速してまいります。また、トイレの洋式化につきましても、学校の要望を聞きながら、利用実態を踏まえた効果的な整備を鋭意進めてまいります。

高校生の通学方法につきましては、路線バスの新設でありますとか増便、市町村が運行するコミュニティバスの利用や通学費用への助成など、各学校の実情に応じて、市町村や民間交通事業者等との様々な取組が行われているところであります。

通学方法につきましては、地域公共交通との関わりも大きいことから、今後も引き続き市町村や公共交通機関との連携を図ってまいりたいというふうに考えております。

県立高校を取り巻く課題やニーズにしっかり対応しながら、県民の期待に応える県立高校づくりに取り組んでまいります。

続いて、教員の多忙化解消について答弁申し上げます。

最初に、市町村立学校への支援スタッフの充実についてであります。

学校現場における多忙化への対応は、教職員の心身の健康を守り、子供たちに質の高い教育を提供する上で喫緊かつ重要な課題であると認識しております。

このため、県教育委員会では、令和五年三月に策定いたしました働き方改革第Ⅱ期プランの中で「更なる意識改革」と「長時間勤務の要因への対応」の二つの方針を掲げまして、具体的な取組の柱の一つとして「外部人材の活用」を位置づけ、その充実を図ることとしております。

具体的には、学習プリントの印刷や各種資料の整理等、教員が抱える多様な業務をサポートする教員業務支援員に

つきましては、令和元年度の三十六校から毎年度配置の拡充を図ってまいりましたが、今年度は全ての小・中学校に配置することとしたところであります。なお、勤務時間等の具体的な配置につきましては、学校の規模や必要性等、その実情に合わせながら弾力的に対応しているところであります。

今後は、その活用を一層高めるため、有効事例について情報収集を行い、各学校に提供してまいりたいというふうを考えております。

また、学校現場におきましては、生徒指導上の問題が多様化・複雑化しているほか、保護者等による学校への過剰な要求等への対応について、法的な側面からの助言を必要とする事案が増加していることから、今年度新たに県内四地域にスクールロイヤー、弁護士の方を一名ずつ配置いたしました。さらに、教頭の厳しい勤務実態を踏まえまして、教頭が担当いたします学校マネジメントに関する業務をサポートする教頭マネジメント支援員について、比較的規模の大きい小・中学校十校に対しまして配置いたしました。

ほかにも、部活動指導員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどの外部人材に学校の抱える様々な課題に対応いただいております。また、教員の負担軽減の有効な手だてになっているものと考えております。

こうした中、中央教育審議会の特別部会が今年五月に取りまとめをいたしました質の高い教師の確保に向けた総合的な方策におきまして、学校における働き方改革と教育の質の向上に向けて支援スタッフのさらなる配置充実が提言されたところであります。

県教育委員会といたしましては、先般、政府への施策提案として、学校現場の実態に応じた専門スタッフの十分な配置に向けた財政支援について要望してきたところでございます。今後も引き続き、全国都道府県教育長協議会等を通じまして、政府に対し財政支援の充実を求めるなど、外部人材のさらなる配置と有効活用に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、入試事務の軽減策についてでございます。

公立高等学校の入学選抜の出願につきましては、中学校におきましては生徒への入学願書の記載の指導でありますとか点検・取りまとめの作業、そして志願先高校へ提出する調査書の調製や、完成した願書・調査書を各高校へ先生方が持参する等の業務がございます。一方、高校におきましては、中学校教員が持参した願書等を一つ一つ確認し、受験票を発行する作業でありますとか、志願者の氏名、住所、出身中学校等の情報を記入した出願者名簿を作成する作業などがあり、中学校、高校共に相当の事務作業が生じております。

これに対しまして、ウェブ出願システムを導入した場合は、志願者自らがウェブ上に必要な情報を入力し志願手続を行うこととなりますので、これまで中学校教員が行っておりました入学願書の記載指導や点検・取りまとめ作業が不要となります。高校におきましても、入力された氏名や住所等の電子データをそのまま出願者名簿の作成に活用したり、合格通知書の作成やその郵送事務に利用するなど、事務作業の大幅な効率化が図られるものと考えております。

また、入学選抜手数料の納付につきましては、現在は志願者が県収入証紙を所定の販売場所で購入して願書に貼り付けることになっておりますけれども、これが電子納入を導入いたしますと、クレジットカード決済や最寄りのコンビニ等における納付が可能となりますので、保護者の負担軽減と利便性の向上にもつながるものと考えております。

令和八年度公立高等学校入学選抜からは、新たに全ての学校において前期特色選抜そして後期一般選抜が実施されることとなります。これに伴いまして事務作業の増加を懸念・心配される声もありますことから、中学校と高校の先生方のみならず、生徒・保護者の負担軽減に向けまして、令和八年度入学選抜からウェブ出願システムを導入する方向で、県教育委員会といたしましてはしっかりと取り組んでまいりたいというふうと考えております。

○議長（森田 廣議員） この場合、休憩いたします。

午後一時再開いたします。

午後 零時 十一分 休 憩

午後 一時 零 分 再 開

○議長（森田 廣議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑及び質問を続行いたします。

二十七番五十嵐智洋議員。

○二十七番（五十嵐智洋議員） NHK朝の連続テレビ小説「虎に翼」に興味深く見ております。物語は、戦前日本で初めて女性弁護士となり、戦後女性初の判事、家庭裁判所長となった方の生涯をモデルとしています。タイトルの「虎に翼」は、「鬼に金棒」、この上なく強いものの意味だそうです。男尊女卑の時代に法曹界に飛び込んだヒロインがどうなるのかはドラマの展開を見守るしかありませんが、女性活躍社会とは、男女平等とは何かを問いかける意欲的な番組と思います。

私は、男性が家族とともに家事、育児、子育てをすることが男女平等の一丁目一番地、出生数増の決め手との信念

から、男性育児休業取得推進に取り組んできました。今も歩みを止めていません。

最も変わったのは県教育委員会。驚くほど進みました。一年間取得する先生も現れ、数年前まで男性育休などタブーとされていた教育界でまさに革命が起こった。ある管理職は、五十嵐議員が奇跡を起こしてくれたと話してくれました。取得された家庭では、妻の心身両面の負担が軽減されます。夫婦協力して育児、家事を行うことで絆が深まり、これこそ男女平等、第二子、第三子への希望も湧いてきます。

私が県議会に議席を得る以前、両脇にいらっしゃる知事はじめ執行部の皆さんは、男性育児休業に対する知識、理解があったでしょうか。公務員の育児休業は、平成四年、法律で制度化されました。男女とも三十二年も前のことです。誰もが使える福利厚生の特権ですが、現在の知事部局男性管理職で育児休業制度を利用した方は多分皆無ではないか。育児、家事負担が妻、家族に重くのしかかったと推測いたします。

十二月定例会で、もっと早く男性育児休業を進めればよかったと思いませんかと吉村知事に尋ねました。知事は、「でも、現場から、育休を取ると逆に収入が少なくなってしまうというようなことも、(中略)奥さんが『あなた取らないで』と、そういうふうにおっしゃる方もいるというようなことも分かりまして」などと答えました。育休を取得すると出世の妨げだったのではと質問したのに対しては、「私は、育休取った人を出世させるというふうに、そのようなことも申し上げたりもしている」と答えられました。この答弁は差別ではないかと議会運営委員会に加賀正和委員が指摘されました。私も全く同感。逆に出世の妨げ、とても男性育休など言い出せないことを認めた珍答弁だったと思います。

収入が減るから奥さんが「あなた取らないで」——この答弁を、あまり協力を得られず育児に苦勞された県庁マンの妻がお聞きになったらどう思うでしょうか。このような発言がさらっと出てくる背景は、長く続いている封建的な県庁の体質に知事が染まっている弊害だと私は考えます。

知事は、歴代副知事に県職員幹部を登用してきました。県庁しか知らない方たちです。ある人には余人をもって代え難いと自分の部下に最大の賛辞を送り、重要な意思決定を任せ、頼り切ってきたことがよく分かりました。長時間労働をいとわない、土日休日に出勤して上司の決裁を受けなければならない、古い県庁体質のために滅私奉公を求められる。まさに息が詰まる男社会の典型が県知事部局これまでの実態であります。職員の妻をいたわる、男性育児休業を進めるなど当然の発想、男女平等の概念などがそもそもなかったのではないのでしょうか。

吉村知事に有権者は、女性知事が誕生すれば公平公正な県政運営を行ってくれる、女性があまねく活躍できる山形県をつくってくれるものと、大きな期待を寄せて票を投じたと思います。あなたに知事の座、虎に翼、鬼に金棒を授け、女性のために力を尽くしてほしいと送り出したと思います。しかし、十六年間、県内女性の賃金は全国最低レベルから上昇する気配がなく、若い女性の県外流出率は常に全国トップクラス。二十歳代、三十歳代女性がどんどん地域を離れ、山形県が消滅する危機に瀕しています。

当選後の知事をさっと取り囲んだのが、特別な権利、既得権を拡大したい者、選挙の恩返しを期待する政治家、労働貴族もどきなどの面々であります。県民からお借りしている大事な鬼に金棒をこれら擦り寄ってくる勢力のために振っているのが今の吉村県政であります。

権力者は本来孤独です。しっかりした哲学を持ち、広い視野で万民の幸せのためにしっかりした政治を行うためには、耳に痛くても正しい忠告を聞き、改めるべきは改める度量が求められます。一生懸命に頑張る人たちが、女性が報われる県政を実現するため、知事の鬼に金棒が間違いなく使われることを望み、質問に移ります。

若年女性県内定着について、全国的な賃上げ加速による厳しい現状の認識はどうかについて伺います。

連合発表、今春闘の結果は、四千九百三十八社組合の平均賃上げ一万五千二百三十六円、率にして五・〇八%。三十三年前以来の五%超えとなりました。要求金額を上回って回答する企業も続出。来年の春闘はもっと賃上げが進みます。

このような情勢にあって、本県最大の課題である若年女性の県外流出に歯止めをかけ県内定着を図るには大変厳しい状況にあると認識し、具体的に対応しなければならないが、知事の考えはいかがか伺います。

低賃金・非正規雇用改善に向けた取組の遅れについて。

令和五年度県内高校卒業生の就職先は、県内が八〇%を超え、県内志向、地元で働きたい考えが主流となっています。学校から進路指導で就職する場合、ほぼ一〇〇%正社員です。しかし、二、三年で辞める人も多く、その後の再就職先に苦勞します。

都会と違い職業選択肢の少ない本県では、二度目の就職先、セカンドチャンスに恵まれず、即県外に出る。また、一度非正規先に勤め、正職員のチャンスを探しても果たせず、県外流出の道をたどる。このような傾向が特に女性に多いことが調査をして分かります。

山形県臨時職員、千人以上の雇用の受皿で、どちらかといえば女性向けの職場でした。しかし、臨時職員は十か月雇用で、年間フルに働かず、低賃金を象徴する雇用形態が長く続きました。令和二年度から会計年度任用職員となり

ましたが、一日六時間程度の勤務時間、低賃金は同様に変わりません。結果、今働いている会計年度任用職員は六十歳代が五〇%、若い世代はどんどん減りました。

人口が多かった昭和は、臨時でも応募がありました。若い女性を入れ替えて雇用の調整弁にする安上がり行政、女性使い捨ての手法であります。これを平成、令和と続けてきたのが山形県、吉村県政十六年最大の誤りと指摘しなくてはなりません。県が深く関わる公社、団体も同じような実態があり、若年女性県外流出の最大要因になっていることを再三指摘、改善を求めてきました。

昨年十二月定例会で、十か月雇用を改めなかった理由を最高責任者である知事にお尋ねしました。議事録を再現します。

私、「臨時職員に育児休業を適用しなさい、つまり十二か月雇用にしなさい、労働条件をよくしなさいと、平成二十三年と二十六年に重要な通知があったことを担当者から説明を受けたと思いますが、なぜ見送ったのかお聞かせ願います」。知事の答弁はこうです。「委員の御質問に対してですね、そういったことがございましたけれども、そのときに私は、総務だったかと思えますけれども、担当のほうにこれはそうしたほうがいいんじゃないかというようなことも申し上げたり、いろいろ現状をお聞きしたと記憶をしております。それで、現状についてこういうことがあるので、今回はというようなことで見送ることになったというふうに思っております」。大変失礼ですが、しどろもどろな答弁。

多くの人生を左右しかねない極めて大事な国からの通知をあやふやに取り扱った吉村知事の対応に私は猛反省を求めたい。知事が指示していれば、臨時職員は当然賃金が上がり、育児休業も認められ、希望を持たはずで。

低賃金・非正規雇用改善に向けた取組が足元の県庁で遅れに遅れ、若年女性県外流出に歯止めがかからないのは県の責任が大きいと考えますが、知事の認識はどうかお尋ねします。

県退職者再就職先の見直し等について予算特別委員会で取り上げました。答弁を求めたのは、若松前副知事、平山副知事に対してであります。

私の主張は、六十歳で定年退職する県職員が組織や団体に再就職し能力を発揮することは大変よいことである。しかし、県が深く関わるそれらは、直接・間接的に県民の税金から出資金、補助金が支出されています。名誉職的なポストも多くあり、見合った報酬、年俸に改めるべきだと県の目線から、ごくごく当たり前の意見であります。だが答えは一緒。

公社等から県に対して人材を紹介してほしいという要請があった場合には、公社等の機能が十分発揮できるように中略—適任と考えられる者を紹介しています。県としては、適任と認められる者を紹介するまでであって、採用するかどうかは、あくまでもその公社の判断であって、あくまでも紹介までというふうに認識しておりますと、「あくまでも」と「紹介まで」を繰り返しています。

県生涯学習文化財団理事長職。以前は副知事が兼務する充て職で、もちろん報酬はなし。兼務で済む職責でありました。ところが、元副知事は退職するとこの理事長職に横滑りし、高い年俸を受け取り、七十四歳まで務めました。この例を平山副知事答弁に当てはめれば、副知事が無報酬で理事長を兼務していた文化財団からどなたか適任の方を理事長に御紹介いただきたいと要請があり、これを受けた県は御本人ではいかがですかとあくまでも紹介、本人が受けたという、県民の常識では考えられない出来レースであります。

何十年と続いた天下り厚遇に根底からメスを入れ、再就職先を適材適所にすれば、真に人材の有効活用になります。必要のないポストをなくし、名誉職的なものはそれに合った報酬に改め、県税の無駄遣いをなくすことが究極の見直しであります。

構造改革を行い、若年女性定着に向けた財源を生み出すべきですが、知事の見解を尋ねます。

十二月定例会で、県道大江西川線、通称貫見バイパス工事千二百六十メートルに六本の橋を架橋、三十二億円もの総工費をかけたのは、知事の出身地、ふるさとに錦を飾ったとの批判がある。優先順位、費用対効果、通行量の極端な少なさから大いに問題ありと質問しました。

知事は、適切な手続に基づいて行っただと。同線は左沢を起点とし—中略—西川町大井沢を経て国道百十二号に至る県道です。災害などの緊急時は、国道百十二号の代替路線になりますし—中略—朝日連峰の登山口に至る観光道路として、大変重要な役割を担っておりますと述べられました。

私は、検証するため、五月末、柳川温泉より先を目指しました。田の沢橋を過ぎ、伏見沢橋手前まで行くと、冬期閉鎖のゲートが開いており、進むといきなり狭い急な上り坂、暗く鬱蒼とした林、道幅が狭く、カーブが続く、路肩に近づかないようロープが張られて、とても危険な山道と感じました。進入したことを後悔し、戻ることを考えましたが、方向転換を試みる場所もなく、道が開けるまで進む選択しかありませんでした。この区間、大江町側のゲートから大井沢トンネル手前まで約一・三キロ。谷側にガードレールはなく、対向車が来れば擦れ違えない悪路。先を知らない町外、県外の方がドライブや山菜取りなどで進入すればかなり危ない。地元の方もほぼ同様の考えのようで

す。

内陸部の災害で最も想定されるのが、大雨、台風による水害、地震であります。この区間は、豪雨、地震が発生した場合、真っ先にゲートを閉じなくてはなりません。濁流、道路崩壊、落石の危険が目に見えています。登山口に至る観光道路、無理です。積雪が極端に少なかった今年でも半年以上通行止め、ガードレールさえ設置できない極めて悪条件の道路を災害時の代替路線とする知事の答弁はおかしくないですか。町外、県外のドライバー、観光客などに危険性度外視の誤った情報発信になりました。正しくは、「災害時には通行しないように」ではないですか。

改めて大江西川線の役割に関して知事の認識をお尋ねします。

十二月定例会、この質問に対し、県政クラブ席から温かい御声援を頂戴しました。さすがに「コンクリートから人へ」と、無駄な公共事業を痛烈に批判した民主党の流れをくむ立憲民主、国民民主ほかの皆様と感心いたしました。この場を借りて御礼を申し上げます。

山形県鳥獣被害防止対策の推進に関する条例案について。

山形県の財産はと問われれば、緑豊かで雄大な自然と多くの方が思い浮かべます。山形県総合発展計画でも「人と自然がいきいきと調和し、真の豊かさと幸せを実感できる山形」との基本目標が掲げられています。しかし、最近頻発する災害のように、時に自然は猛威を振り、私たちの生活を脅かす存在となります。それゆえに、県民の安心安全を確保し、共存を図りながら豊かな自然を満喫してこそ真の財産になると痛感しております。そのため、私たち県民は実現の努力を惜しんではありません。

山形県の森林や河川、里山、田畑などは、豊かで多様な生態系を育て、自然と共存の大前提は、ここに生息する数多い生き物と人々の調和が取れていることと考えます。だが、近年は鳥獣による被害が年々深刻化し、これまで保たれていたバランスが崩れ、県民生活への影響が顕在化してきています。執行部からは鳥獣による農林水産被害額は減少傾向にあると報告を受けていますが、依然として高い水準に変わりはなく、営農意欲の減退や離農の増加など、数字以上に深刻な状況にあると実感しております。

また、イノシシ、鹿、猿などの被害は、より範囲が広がっていることに加え、昨年度来、熊の目撃件数が増加し、市街地にも頻繁に出没するなど、県民生活に大きな不安と脅威をもたらしています。

こうした中、この鳥獣被害防止対策の推進に関する条例案上程は、時宜を得た提案であると評価しています。鳥獣被害対策は、一義的には市町村が担うと認識しています。しかし、効果的に対策を実行するためには、県、市町村、猟友会などの関係団体による連携協力が必要不可欠であります。

そこで、この条例案の目指す鳥獣被害防止対策の基本的な考え方はどのようなものか、また、条例案の検討に当たっては、市町村や関係機関から意見聴取を行い、多くの課題が浮かび上がってきたと推察します。鳥獣被害の対策における課題をどのように判断し、条例案に反映されたのか、提出者である、先輩議員として敬愛してやまない小松伸也議員にお伺いいたします。

県職員若年退職者防止について伺います。

三十歳代以下の知事部局退職者数は、令和元年度から三年度まで十人台で推移してきましたが、令和四年度二十九人、令和五年度三十一人と急増しています。優秀な若手人材が大量に辞めることは、知事部局の痛手であると同時に、県外流出者も相当な数に上ることを想像したとき、本県の大きな損失であります。転職することに抵抗が少なく、CMでサイトが幾つも流れ、辞表を出す煩わしさを省くため代行業も成り立つ時代です。

生産年齢人口の減少、コロナ禍の回復、働き方改革によって人手不足が深刻化、高卒、大卒就職者は売り市場。企業は優秀な人材確保に躍起となり、公務員人気に陰りが見えます。若い世代は、組織に自分を合わせるのではなく、自分に合わない職場は早めに見切りをつけるとも言われています。

しかし、若手県職員は、公務員とは何か、公務員としての矜持を身につけ仕事に精励していると思います。達成感があればこんなにたくさんの退職者は出ないのではないかと。ブラック企業、不夜城などと県庁はやゆされています。若い職員が大量に辞める背景には、長時間労働など生産性の低さがあり、退職予備軍も多数ではないかと。

貴重な若手職員が辞めていく理由は何か、原因、傾向などどのように分析しているのか、環境改善、退職防止への意識改革等はどうか、総務部長にお尋ねします。

県民の健康増進に向けた歩く習慣の定着について。

今年度、健康長寿日本一に向けた健康づくりの強化策として、県民の歩く習慣の定着を図るとしています。運動習慣を身につけることで改善が期待されるものとして、糖尿病、脂質異常症、高血圧などの生活習慣病があり、歩くことが最も身近でお金もかからず効果的な運動であります。

私の趣味は歩くこと。議会中も時間があれば県庁十六階まで上り、各階をジグザグに歩いて下りてきます。職員の方から声をかけていただくこともあり、「議員、次はどんな質問をされるんですか」と聞かれます。あなた方の職場環境の改善、働き方改革だとお答えすると、「ぜひ頑張ってください」と励まされます。

この間、何か困っていないかとお尋ねすると、洋式トイレが狭く憂鬱であると返ってきました。どれどれと見ると、和式が二か所あって、北側一か所の洋式トイレは本当に窮屈、座ると壁が目の前にあって、膝がぶつかり落ち着ける空間ではありません。

歩くことでお会いする県民からいろいろな情報、御意見、御要望を伺う機会が生まれます。また、歩きながら計算すれば脳の活性化につながり、認知症の発症を遅れさせると言われています。

このように、健康増進、生活の質の向上につながる効果が期待されますが、県民の一日平均歩数は全国平均より約千歩少ないのが現状。健康福祉部では、健康づくりウォーキング推進事業費に一千百万円強の予算を計上し、種々の事業に取り組みられるようです。厚生労働省が成人向けに推奨している一日八千歩以上歩くためには、できれば一時間程度散歩をする習慣を身につける必要があります。

冬の長い山形県で歩く習慣を定着させることは、言うはやすく行うは難し。多くの県民が趣旨を理解し、積極的に颯爽と歩く具体策にどう取り組まれるか、健康福祉部長にお尋ねいたします。

四月八日、国道三百四十八号白鷹町滝野地内で車が正面衝突。二人死亡、二人大けがの重大事故となりました。同国道は、山形市と白鷹町、長井市等を結ぶ重要な生活道路ですが、急勾配、急カーブが多く、死傷事故が多く発生する県内で最も危ない道路でもあります。特に、滝野地内はカーブが連続し、事故のリスクが高く、この区間、過去三十年間で少なくとも十件の死亡事故が発生、うち六件は、反対車線にはみ出し、車同士の正面衝突だったことが分かっています。また、自損、転落などの事故も多く、冬期間の下り坂や日陰はより危険度が増し、なるべく通りたくありません。

山形市から上山市狸森、南陽市小滝を通過し、白鷹トンネルに差しかかります。ここまでほぼ上り坂。白鷹トンネル入り口が頂点となって、それから出口まで下り、左にカーブ、ここから右、左と下り坂の急カーブが三キロ以上にわたって続き、緊張の連続であります。

四月の事故は、急カーブが終わり、旧鷹山小学校が上に見えるカーブを左に曲がり、約三百メートル先の比較的緩やかな場所で起こりました。この事故を受け、長井署は現場を緊急点検。道路管理者の県は、減速を促し、カーブがあることを示す路面標示を今年度中につける、センターポールも検討などと発表されました。

滝野区間の制限速度は五十キロ。白鷹トンネルからの下りを制限を守り五十キロ以下で走行しますと後続車がつながることが多く、大変プレッシャーを感じることがあります。これは、多くの運転者が五十キロ規制の道路は六十キロまで許容範囲と考えているからではないでしょうか。また、先を急ぐ気持ち、下り坂で物理的に速度が出ることもあって、六十キロを超過速度で走行する車も多いのが現実であります。白鷹トンネル出入口も非常に危険で、これまで重大事故が多発しております。

これらを考えると、滝野地内の下り坂は、現行五十キロ規制から四十キロ制限に変更し、走行スピードを下げるのが最も効果があり、実行を検討すべきではないかと私は考えます。

現場付近は、以前、制限速度が六十キロから五十キロに引き下げる対策が講じられた。さらに下げるのは国道の経済効果などから無理ではとの見解もあるようです。しかし、そもそもカーブが連続する急な坂道を三十数年前六十キロに設定したのが間違いではないか、事故多発の要因になったのではないかと考えます。

現状のまま事故防止を図るには、路面標示、センターポール、呼びかけなどでは少し甘く、運転者、同乗者の命を守るため英断が必要と考えますが、警察本部長の見解はどうかお尋ねいたします。

国道三百四十八号の高規格による整備について伺います。

置賜総合開発協議会から、重要事業要望として一般国道三百四十八号の高規格化による再整備が上げられています。国道三百四十八号は、置賜圏域と山形市を結ぶ総延長約四十六キロの幹線道路であり、国道二百八十七号を經由し新潟山形南部連絡道路に接続、また、川西町、長井市、白鷹町、南陽市を通り、終点側の山形市では市道を経由、東北中央自動車道山形パーキングエリア・スマートインターに接続し、仙台方面に連絡する重要な路線です。

国道三百四十八号は、平成四年、山形県で開催された通称べにばな国体に合わせて開通した道路であります。山間部では急勾配、カーブ、狭いトンネルなどが続き、路線十キロ当たりの事故発生件数、死傷者が県内ワーストレベルであります。

四年前、七月末の大雨では、滝野地内谷側斜面が崩落し、通行止めとなり、長期間にわたり一日六千台もの車両が県道と農免道への迂回を余儀なくされました。突貫工事の脆弱な部分が露呈した災害でもあります。同様の危険が別の箇所でも起きてもおかしくないのが国道三百四十八号。利用者、近隣住民の安全安心に大きな課題を抱えています。

開通以来多発する重大事故、気候変動による災害リスク等を払拭し、安心かつ地域生活圏の経済発展、利便性の向上、日本海側と太平洋側を結ぶ中間点、斜め軸の役割を果たすため、現在とは別ルートの高規格による再整備が必要です。

国道三百四十八号の再整備について県土整備部長はどのようにお考えか、お尋ねいたします。

熱心に耳を傾けていただいたことに感謝し、質問を終わります。

○議長（森田 廣議員） この場合、答弁を求めます。

答弁の順は私から指名します。

吉村知事。

○知事（吉村美栄子君） 五十嵐議員から私に二点御質問を頂戴しましたので、順次お答え申し上げます。

まず一点目は、若年女性県内定着についてであります。そのうち、まず全国的な賃上げ加速による厳しい現状の認識について申し上げます。

本県では、若年女性が多く県外に流出している状況にあり、その大きな要因は賃金の地域間格差であることから、特に女性の賃金向上による処遇改善は喫緊の課題であると考えております。このため、県では、全国に先駆けて女性の非正規雇用労働者の賃金アップ等に対する支援金の支給などに取り組んでまいりました。

そのような中、今春闘では、大企業を中心に大幅な賃上げが行われ、中小・小規模事業者が大宗を占める本県との間で、賃金の地域間格差が一層拡大するのではと懸念をしているところであります。

こうした状況を踏まえ、本県においても賃上げに向けた一層の機運醸成を図るため、労務費を含む価格転嫁が着実になされるよう、取引の適正化を目指す「パートナーシップ構築宣言」を県の各種補助金の申請要件とするとともに、賃上げ原資の確保のため、生産性向上や取引拡大など、企業の収益力向上に取り組んでいるところであります。

また、男女間の賃金の格差是正に向けた意識改革も不可欠でありますので、今年度新たに、女性活躍の意識醸成や環境整備を促進するためのセミナーの開催やキャリアコンサルタントの派遣なども行うこととしております。

こうした賃上げに向けた取組を着実に進めることで、女性労働者の賃金向上を実現し、誰もが山形で生きがいを持って安心して働き、暮らし続けられる環境を整備してまいります。

次に、臨時職員の処遇改善について申し上げます。

本県におきましても、非常勤職員は公務の重要な担い手となっており、常勤職員との適切な役割分担の下、両者が協働しながら、円滑かつ効率的な行政サービスの提供を行ってまいりました。

非常勤職員の処遇につきましては、本県では、地方公務員制度を所管する総務省の考え方や他県の状況、社会情勢の変化も踏まえ、これまで適切に対応してきたものと認識をしております。

現在、本県において非常勤の職として任用している会計年度任用職員につきましては、適切に任期を設定し、また給与面につきましても、令和二年度の制度導入に際しては、基本的に月収を維持しながら期末手当を支給することとし、年収ベースで大幅な処遇改善を図ったところであります。その後も、常勤職員に準じた報酬額のベースアップを行ってまいりますほか、今年度からは新たに勤勉手当を支給することとしております。この結果、本県の会計年度任用職員制度は全国と比べて同様のものとなっており、男女を問わず、子育て中の方や高齢の方、障がいをお持ちの方など、就労を希望する多くの方の多様な働き方の選択肢の一つともなっているところであります。

県としましては、引き続き政府の動向や社会情勢の変化を見定めながら適切に対応するとともに、会計年度任用職員を含めた全ての職員が生き生きと働くことができる環境づくりに努めてまいります。

次に、県退職職員の再就職先の見直しについての御質問にお答えします。

公社等につきましては、それぞれの設立目的により事業を実施し、一義的には自らの責任において運営・判断等を行っているものと認識しております。

一方、県では、公社等に対する助言、指導及び必要な見直しなどを行う上での共通の考え方となる「公社等に関する指導指針」を策定しております。この指針に基づき、毎年度、公社等ごとに「公社等見直し計画」を作成し、事業の意義、経営健全性、費用対効果の視点から検証を行っております。その中で、県の関与状況や役員報酬の状況などを踏まえ、県の財政支援・人的支援について必要な見直しを行うとともに、公社等の経営について、収支改善や事業成果の向上などの運営改善並びに役職員数、給与の見直し及び組織機構のスリム化など徹底した効率化について不断の取組を促しております。

県としましては、引き続き、公社等の経営健全化等に向けて適切に助言・指導してまいります。

二点目は、県道大江西川線の令和五年十二月定例会答弁についての御質問でありますのでお答えします。

主要地方道大江西川線は、大江町左沢を起点とし、大江町の中心部を東西に横断して、西川町大井沢を経て国道百十二号に至る県道であります。

この路線は、地域住民の生活や観光・交流を支える道路でもあることから、大江町と西川町を含む西村山地域の市町で構成される西村山地方総合開発推進委員会の重要事業要望などにおいても整備の促進が求められてきたところです。また、国道百十二号から大井沢地区へのアクセスが途絶した場合には、冬期閉鎖期間以外は貴重な迂回路として機能することも期待されます。さらに、大江町などが作成している山岳観光パンフレットでは、この道路を経由した朝日連峰の古寺鉢泉口へのアクセスルートとしても紹介されております。

このような理由から、昨年十二月定例会の予算特別委員会では、この路線が災害などの緊急時は国道百十二号の代替路線になるとともに、沿線に住む方々の通勤・通学や通院などに用する生活道路として、さらには柳川温泉や朝日連峰の登山口に至る観光道路として大変重要な役割を担っていると答えしたところであります。

一方、議員御指摘のとおり、大江町田ノ沢から大井沢トンネル間につきましては、山間部に位置しているため、総重量四トン以下の車両や救急車等は通行できるものの、道路幅が狭く、冬期閉鎖区間にもなっており、大江町、西川町両町からこの区間の整備を要望されてきております。

こうした課題はありますが、人口のそう多くない町村部にとりましても、地域にとってなくてはならない道路と位置づけられている道路でありますので、県としましては、こうした道路の役割や重要性を踏まえ、安全かつ安心して御利用いただけるよう、引き続き、適切な維持管理と、地域と連携した丁寧な情報発信に努めてまいりたいと考えております。

○議長（森田 廣議員） 三十二番小松伸也議員。

○三十二番（小松伸也議員） 五十嵐議員から質問をいただきましたので、お答えいたします。

まず、この条例案の目指す鳥獣被害防止対策の基本的な考え方についてですが、被害防止対策の推進に当たっては、県民の安全で安心な生活環境の確保を基本とし、県、市町村、県民、猟友会などの関係者が相互に連携協力して取り組むことが重要であります。中でも、一義的に対策を担う市町村の役割は大きいことから、県は市町村に必要な支援を行うことを明示するなど、何よりも効果的な連携体制の構築を目指したところであります。

また、県の被害防止対策の実施状況を公表することを定めており、県の取組に対して、議会をはじめ全ての県民の意見が反映されるだけでなく、県民等からの理解と協力が得られることも期待しているところであります。

次に、鳥獣被害対策における課題についてですが、条例案の検討に当たって、私たちは、本県の被害対策の在り方等について、できるだけ多くの関係者や専門家から御意見をお聴きすることに努めました。その際、条例制定の意義を御評価いただき、御支持いただいたことは、私たちにとって大変心強いものであります。また、県の被害対策の向上への強い期待感を感じる機会ともなりました。

一方で、被害の防止や鳥獣の適正管理、有効利用等の観点から、関係団体への支援や人材育成、科学的根拠に基づく調査研究の必要性、森林や河川、農地の適正管理によるゾーニングの確保など、多岐にわたる課題が浮かび上がりました。

また、私たちが調査を行った新潟県、群馬県では、組織に横串を通すために、各担当部局の人員で構成される鳥獣被害対策支援センターを設置して被害防止対策を推進する取組も見られました。本条例案においては、こうした課題等を各種施策に反映させたところであります。

この条例の制定により、猟友会をはじめとする関係団体の活動環境の向上が図られるとともに、大学等との連携が強化され、より精度の高い調査研究の実施や専門的人材の育成、県・市町村への配置などの施策につながり、県民と野生鳥獣との共存、県民の良好な生活環境の確保、ひいては「人と自然がいきいきと調和し、真の豊かさや幸せを実感できる山形」の実現に向けた一歩が進むことを期待しています。また、そうしなければならないと考えております。

○議長（森田 廣議員） 岡本総務部長。

○総務部長（岡本泰輔君） 私からは、若手職員の離職防止についてお答え申し上げます。

総務省が毎年実施している地方公務員の退職状況等調査を見ますと、全国的に都道府県の三十代以下の一般行政職員の離職者が増加しております。具体的に申し上げますと、四十歳未満の都道府県の一般行政職の普通退職者数ということで申し上げますと、令和二年度は一千四百十四人、令和三年度は一千七百五十四人、令和四年度は二千二百二十八人となっております。

本県も同様の傾向でありますけれども、知事部局におけます三十代以下の若手職員の離職者数ということで申し上げますと、令和三年度は十六名、令和四年度は二十九名、令和五年度は三十一名となっております。直近三か年の三十代以下職員の離職理由としては、転職が約四割、結婚及び育児・介護等の家庭事情によるものが約三割、メンタルヘルス不調が約二割、その他が約一割という状況になっております。

このような状況を踏まえ、昨年度に三十代以下の職員を対象に働く意欲等に関するアンケートを実施したところ、「地元貢献のため県職員を選んだ」「県民の方から感謝の言葉をもらえたときやりがいを感じた」など、県職員としての高い意識を持ち業務を遂行する若手職員の姿がうかがえる一方で、離職を考えたことがあると回答した職員は半数を超えておりました。離職を考える主な理由として、業務量が多く私生活の時間が取れない、モチベーションになることが少ないなど業務面での不安が最も多く見受けられたところであります。また、働くことに対する考えについては、「仕事も大事だが個人の生活も大切にしたい」との回答が八割を超えており、ワーク・ライフ・バランスの取組の重要性が浮き彫りになっております。

県では、知事を本部長とするワーク・ライフ・バランス推進本部を中心としてワーク・ライフ・バランスの推進に

取り組んでいるところですが、今年度は特に若手職員に対する取組を強化してまいります。

具体的には、若手職員から要望が大きいデジタルツールの導入などによる業務量の削減・効率化・平準化、課長級から主査級までの研修の強化や役付職員の意識改革などによる上司や管理職等のマネジメント力の向上、若手職員が興味のある行政分野の施策立案等に参画できるジョブチャレンジ制度を拡充するでありますとか、また、若手職員と先輩職員との座談会等の実施などによりまして、職員のモチベーションアップを推進してまいります。

若手職員の離職防止に向け、職員一人一人が仕事にやりがいを感じ、仕事と生活を両立しながら、調和させながらその能力を発揮できる職場環境の整備に力を入れて取り組んでまいります。

○議長（森田 廣議員） 柴田健康福祉部長。

○健康福祉部長（柴田 優君） 私には県民の健康増進に向けた歩く習慣の定着について御質問を頂戴いたしましたので、お答え申し上げます。

健康は、全ての人の願いであり、喜びや生きがいを持って充実した生活を送るためのまさに基盤であります。県では、今年三月末に「第二次健康やまがた安心プラン」を策定し、「健康長寿日本一」の実現の理念の下、平均寿命の伸びを上回る健康寿命の延伸を目標に掲げまして、県民お一人お一人の主体的な取組はもとより、市町村や関係団体、企業等が一体となり、県民総参加で健康づくりを推進することとしております。

ただいま議員からお話のありました県民の歩く習慣につきましては、直近である平成二十八年の国民健康・栄養調査によりまして、一日当たりの歩数が全国平均と比較して男女ともに約千歩少ない状況でございます。

このため、このたび策定いたしました「健康やまがた安心プラン」の中では、さきに厚生労働省が公表しております健康日本21におきまして一日の歩数を参考としまして、本県も男女ともに平均歩数の目標を一日当たり八千歩に設定しており、運動習慣の定着に向けまして、県民の皆様が気軽に運動を実践できる機会の拡大を進めているところでございます。

とりわけウォーキングは、年齢や性別を問わず気軽に取り組みやすい有酸素運動でありますことから、県では、令和四年度からウォーキングプロジェクトを推進しており、各市町村が行うウォーキングイベント等とも連携しまして、外部評価の助言等も踏まえ、年度ごとに見直しや拡充を図りながら展開しているところでございます。

具体的には、各地域のウォーキングイベントを巡るスタンプラリーの開催のほか、スマートフォン用のウォーキングアプリを使いましたウェブ上における大会の開催など、多くの方々の参加を促しており、昨年のウェブ上の大会では延べ四千三百名を超える参加がございました。参加者の方々からは、「このイベントをきっかけに健康改善の意識につながった」とか「今後もウォーキングを続けたい」といった感想が数多く寄せられております。県としましては、機運醸成が一定程度図られているものと捉えております。

加えまして、今年度は新たに、市町村やスポーツ関係団体と連携しまして、県内四か所での「歩き方教室」を六月以降順次開催しております。これによりまして、各地域や職場等でウォーキングを推進する人材の育成を進めており、歩く習慣の裾野を広げる取組を積極的に行っているところでございます。

県としましては、こうした歩く習慣の定着をはじめ、県民の皆様が楽しく継続して実践できる健康づくりを推進することにより、健康寿命を延伸し、生涯にわたって健やかで生き生きと暮らすことのできる山形県の実現に向けてしっかりと取り組んでまいります。

○議長（森田 廣議員） 小林県土整備部長。

○県土整備部長（小林 寛君） 私には国道三百四十八号の高規格による整備について御質問を頂戴しましたので、お答え申し上げます。

一般国道三百四十八号は、山形県長井市を起点に、白鷹町や上山市などを經由し山形市に至る幹線道路です。このうち、白鷹町十王から山形市長谷堂までの区間は、昭和五十年から事業に着手し、トンネル三本、橋梁二十四橋を含む約十八キロメートルを十八年もの年月をかけて整備し、平成四年八月に全線開通したものです。以来、この一般国道三百四十八号は、物流や観光、通勤・通学等に利用されるなど、村山地域、置賜地域両地域にとって欠かせない道路となっております。

こうした中で、重大な交通事故に際しては、これまでも自治体や県警察など関係機関とともに現場点検を行い、必要な対策を実施してきたところでございます。例えば、平成二十九年に白鷹トンネル付近で発生した死亡事故の対策では、減速や追越し禁止の注意を喚起するセンターポールや、速度注意の看板なども設置しました。また、本年四月に発生した死亡事故の対策では、事故後の現場での緊急点検を踏まえ、減速を促し、カーブの接近を知らせる路面標示を五月の連休前に速やかに設置したところでございます。

一方、この道路の高規格化による再整備に当たりましては、カーブや勾配を緩やかにする必要がございますので、現在よりも長いトンネルや橋梁が必要になるなど、相当大規模な事業になることが想定され、慎重に検討していく必要があると考えております。

県としましては、現在進められています国土交通省による「高規格道路ネットワークのあり方」の議論の動向を注視していくとともに、交通安全対策について、引き続き警察などの関係機関と連携し、しっかりと対応してまいります。

○議長（森田 廣議員） 鈴木警察本部長。

○警察本部長（鈴木邦夫君） 私からは国道三百四十八号の重大事故防止につきましてお答えいたします。

交通規制につきましては、道路交通法及び警察庁で示す交通規制基準に基づき、道路における危険を防止し、交通の安全と円滑、交通公害その他の道路の交通に起因する障害を防止するために、必要最小限で実施するものとされております。

一般道路におきます最高速度の交通規制に当たりましては、この交通規制基準によりまして、市街地・非市街地の別、車線数、中央分離の有無、歩行者交通量等で十二区分に分類の上、区分ごとに基準速度が設定され、また、交通事故の発生数や重大事故の発生割合等の補正要因があれば、原則として、基準速度のプラスマイナス十キロメートルまでの範囲で規制速度を決定するというようになっております。

御指摘の国道三百四十八号白鷹町内にありましては、非市街地にあり二車線であること、そして歩行者交通量が少ないことなどから、同交通規制基準に従いまして、平成四年八月の開通時には規制速度を法定の時速六十キロメートルとしておりました。

しかし、交通事故多発等の理由により、平成二十九年十月から規制速度を十キロメートル毎時引き下げまして時速五十キロメートルとし、併せて追越しのためのはみ出し禁止の交通規制を実施しているところでございます。

この規制の実施を境にいたしまして前後六年間の事故状況につきまして比較いたしますと、同路線白鷹町内での交通事故の発生件数、死者数、負傷者数につきましては約半減しているなど、一定の規制効果が認められたところでございます。

しかし、昨年九月及び本年四月には、交通死亡事故が連続して発生しておりますことから、これを重く受け止め、現在捜査中の交通死亡事故の原因解明の結果のほか、交通事故の発生状況や道路環境の整備状況等の交通実態を総合的に勘案し、さらに規制速度を引き下げるべき要因の有無を分析するなど、引き続き、交通の安全と円滑の観点から、同路線における適正な速度規制の在り方につきましてしっかりと検討してまいります。

今後も、重大交通事故の発生防止に向けまして、既存の交通規制の効果等を随時点検・確認し、交通規制が実態にそぐわなくなった場合には、この交通規制基準を踏まえまして必要な見直しを検討するなど、道路利用者の立場で分かりやすく守られる交通規制になるように留意するほか、指導取締りの強化や道路管理者との連携を図りながら、総合的な交通事故防止対策を確実に実施してまいります。

○議長（森田 廣議員） 以上をもって通告者の発言は全部終わりました。

質疑及び質問を終結いたします。

○議長（森田 廣議員） 以上をもって本日の日程は終わりました。

明二十五日から三十日までの六日間は議案調査、委員会審査及び休日のため休会とし、七月一日定刻本会議を開き、予算特別委員長より審査の経過について報告を求めます。

本日はこれをもって散会いたします。

午後 二時 三分 散 会